

第三十八回国会 内閣委員會議 録 第十九号

昭和三十六年三月三十一日(金曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君
理事 伊能繁次郎君 理事 小笠 公昭君
理事 草野 一郎君 理事 宮澤 胤男君
理事 石橋 政嗣君 理事 石山 權作君
内海 安吉君 大森 玉木君
佐々木義武君 島村 一郎君
藤原 節夫君 保科善四郎君
牧野 寛索君 緒方 孝男君
杉山 元治郎君 田口 誠治君
山内 広君 受田 新吉君

出席國務大臣

厚生 大臣 古井 喜實君
農林 大臣 周東 英雄君

出席政府委員

人事院事務官 矢倉 一郎君
(任用局長)
總理府總務長官 藤枝 泉介君
總理府總務副官 佐藤 朝生君
總理府事務官 大竹 民勝君
(特別地域連絡局長)
行政管理政務次官 西田 信一君

總理府事務官 山口 西君
(行政管理庁行政管理局長)
總理府事務官 原田 正君
政務次官 安藤 覺君
厚生事務官 高田 浩運君
(大臣官房長)
農林事務官 昌谷 孝君
(大臣官房長)

農林事務官 増田 盛君
(農林水産局長)
農林水産局長 岩元 巖君
郵政事務官 柴田 榮君
(大臣官房電氣通信監理官)
労働政務次官 三治 重信君
労働事務官 堀 秀夫君
(大臣官房長)
労働事務官 堀 秀夫君
(職業安定局長)
委員外の出席者

厚生事務官 山本 正淑君
(大臣官房審議官)
厚生事務官 聖成 稔君
(公衆衛生局長)
厚生事務官 黒木 利克君
(医務局長)
厚生事務官 戸沢 政方君
(保険局長)
厚生事務官 石田 政夫君
(引揚援護局長)
厚生事務官 石川 里君
(振興局農産課長)
農林事務官 杉 頼夫君
(振興局研究部長)
農林事務官 今泉 吉郎君
(農林水産技術研究調査局長)

農林事務官 石川 義憲君
(郵政事務官)
郵政事務官 木村 四郎君
(職業安定局長)
労働事務官 有馬 元治君
(職業安定局長)
労働事務官 有馬 元治君
(職業安定局長)

労働事務官 中田 定士君
(職業安定局長)
労働事務官 北川 俊夫君
(職業安定局長)
労働事務官 青島 賢司君
(職業安定局長)
労働事務官 平山 温君
(職業安定局長)

労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)
労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)

労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)
労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)

労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)
労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)

労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)
労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)

労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)
労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)

労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)
労働事務官 安倍 三郎君
(職業安定局長)

会に引き続き質疑を継続いたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石山權作君。

○石山委員 私は各省の局設置法について、おもに労働省関係についてお聞きしたいと思ひますが、その前に総務長官にお聞きしたい点があります。
政府では今臨時行政調査会設置法案を出しているわけでありまして、ここに是、聞くところによりまして、総理大臣級の方をば委員長ですか、議長でございますか、据えまして、大がかりな行政機構をば検討する、こういう建前であるわけですね。僕らから見ますと、各省の局の設置あるいは昇格などは、機構上から見ればかなり重要な案件だと見ているわけですね。しかも今回出されているのは四つございまして、建設、労働、厚生、大蔵それぞれございまして、その理由をば申し立てておられるわけですが、私たちが見ていますと、各省がそれぞれの意欲を持って申し出ておられる程度でございまして、しかし国家機構全般から見ると、こういうふうな出し方をされることは、私は機構上から見てバランスを失っていく一つの傾向だろと見ておられるのです。各省のこの部分の一つの面から見れば、なるほど非常に努力をなすつておられるという点は理解できるわけですが、国家全体の機構から見て、この複雑化、複雑化をして、そこに人員の多数をかかえているというふうな傾向が出るのではないかと、私総務長官にお聞きしたい点は、あなたの

方で行成機構をば根本的に検討なさるというとき、われわれ側から見ればかなり重要な機構である局の設置をば四つも一挙にお許しになった点をばお聞きしたい、こう思つて質問しているわけなんです。

○農林政府委員 行政機構がなるべく簡素であることが望ましいことは仰せの通りでございます。またそれが能率的に運用されるということも必要なことでありまして、政府といたしましては常にそれに心がけておるのでございまして、さらにそれを根本的に検討して、行政の運営を能率的にするには簡素にできるように、そうして国民に十分サービスのできるようにということを目途といたしまして、臨時行政調査会について御審議をいただき、これが発足いたしましたならば、そういう目的についての調査を願うとしておるわけでございますが、そういう際に、局を内閣部内におきまして四つも各省にわたつてふやすのはいかがかという仰せでございます。この問題につきましては、行政管理庁におきまして十分検討をいたし、そうしてふやすことの可否について研究を続けたわけでございまして、現在御審議をいただいております四つの省の局につきましては、政府の各般の施策を行なう上におきまして、緊急やむを得ないものではないかという結論に達して国会の御審議をいただいたような次第でございまして、この程度のもので一つお認めをいただきたいと思います次第でございまして、

農林省設置法の一部を改正する法律案、沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電氣通信に必要な電氣通信設備の譲与に関する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案及び労働省設置法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、前

○石山委員 行管の長官のおいでを願って、実際各省を行政的に査察をなさって、ここに隘路があったのだというように証拠が歴然として出るならば、これは言い分もあるけれども、どうもそうではないように私たちは見ているわけです。各省からそれぞれ出たというが、それを四つに簡単にしぼった。あなたは緊急だと言っておりましてけれども、緊急の中にも一つ言葉がなければいかぬですよ。不可欠という言葉が含まなければ、機構をいじってはいかぬということなんです。特に私たち考えるのに、機構をいじると何かうまくいってでもすぐ生まれるようなことを日本の官吏の方々、特に高級官吏の方々は考えているようですが、これはそうじゃないと思うのです。たとえば一つの局がふえることによって、その末端の手足となって働ける人が五百人もふえるというならば、これは確かにしもしいと思う。だが今度お出しになったのを見れば、各省とも人員はふやさないふやさないということを力説しているのです。そんなばかな話はないでしょう。一人の指揮能力があり、統率力の強い局長さんが出たならば、それを受けて立つ手足の数がふえなければ、ただ局長さん一人、部長さん一人、課長さん一人くらい増設した。そんなことで私はどうも緊急不可欠というふうなことはなかり得ないのではないかと。全く各省からきたのを、比較的君の方は必要があるだろうという妥協をしたのだ。しかも提出したものを見ますと、予算もあまりふえないのだ、人員もふやさないのだ。そうすると、政府としては肩たたき政策をとるとすれば、いわゆる池田内閣に忠勤を励みするような

人を局長さんに任命すれば行政の能率が上がるくらいに考える。けれどもわれわれから見れば、そういうやり方は実に残念だと思ふのです。今度の場合、あなたの方から見て、建設の場合にはたとえば土地収用のためにこれは少し強化しなければならぬということ、この、つまり労働者技能の再訓練、これも労働省としては必要だということとわかる。わかるけれども、今言ったようなところはあなたの方から何も説明なさっておらぬ。委員長、行管からだれか来ていますか。

○久野委員長 今呼んでおります。

○石山委員 大体けしからぬ。四つの法案も通させようとする行管が来なければだめです。委員長、各大臣が来なければこの法案はきょう上げてはいかぬ。

○久野委員長 ただいま手配いたしております。

○石山委員 それで行管からもう少し全般にわたって必要性を聞かなければ、私はあなたを帰すわけにはいかぬと思ひます。

○藤枝政府委員 お言葉を返すようではありますけれども、局ができて人間がふえない、費用がかからないというの、実はそこねらいがあるの、ごさいまして、各省の全体としての人員がふえないということでごさいまして、必要として置く局については、その局を置くに足るだけの人員を省内においてやりくりをして強化をするわけでごさいまして、各省それぞれの局については、ただいまお述べになりましたようにその必要性があり、そうしてそれを強化することによって、国民への

のサービスをさらに高めて参りたいという意味でごさいます。

○石山委員 あなたの方で今度の臨時行政調査会をお出しにならなければ、今の御答弁はかなり射的を射た御答弁になると思ふのです。しかしわれわれはこれから慎重に日本のいわゆる行政機構、公務員制度を抜本的に見ようという調査会をあとに控えているもので、すから、何で今ごろこんなことを急いで出すのだろうか。あなたが緊急だということをおっしゃっても、私は不可欠という言葉が欠けているから、こんなものはまだ必要ないから、行管の意見を聞かなければ各省の審議に入れないというふうな力説しているわけなんです。しかしお出しになったものを今さら引込めろと言ったって引込めろわけでもないけれども、いろいろな設置法に対しては、各省の便宜主義によってこういう問題が出るのではないかと、この不安を私たちは持っております。総務長官の腕を疑っているとか、調整役が役不足だとかいう意味ではなく、今までの慣例からしてこういう出方をするが、あなたは全体のバランスがくずれるだろうからと言って、あなたの方でお出しになったのがこの調査会だと思ふのです。私はそれなりにそのときそれぞれまた質疑をかわして、その性格を明らかにしたいと思ひますけれども、おそろこの四つの法案に対しては、各省とも熱心に通過をはかることに努力を傾けると思ふのです。そうするとさつきも申し上げましたように、各省でんでんばらばらに御説明を聞くと、何かよさが出てくるわけです。そうするとわれわれそのよさに耳を傾けるわけですが、今度はたとえば

建設委員会とか社労とかいう各委員会は、あれは必要だからどうや、内閣委員会はそろそろ通してくれというさやきが今度は出てくるわけです。内閣委員会ではせっかく国家行政の全体のバランスから何とか押えられるものは押えよう、撤回させるものは撤回させよう、と努力しても、いつの間にか部分的なよさに引かれて、全体を見ようとする最初の構想がくずれていってしまうわけです。これはおそろ内閣委員会の審議過程だけの説明をしているのではなくて、政府の総理府のあなたたちの立場もそういうふうな傾向を受けて、この四つの法案が出てきているのではないかと考えているのです。ですから、おそろこの案は通る数の方が多いでしょう。多いけれども、全体のバランスに対しては総務長官はもっと目を光らせて、少なくともあなたの方の行政調査会ができるまでは全体のバランスを失しないように努力をしていただかなければ、結論が出る二年先になりまして、その間にまた来年も四つも五つも出る、その来年また五つも六つも出て、行政改革を行なおうとするときには、にっちもさっちもいかないような状態ができたと思ふ、何の役にも立たぬ。できてしまったことを減らせということに対しては、その抵抗はあなた一番おわかりでしょう。これは労働組合の首切りと同じ抵抗なんです。それから、大へんな抵抗を行なうと、せつかくの委員会の、いわゆる答申などが生きてこないような傾向がたくさんあるのではないかと思っているのです。

行管の方が来たようですから、お伺いしますが、今度この四つの局の設置が行なわれようとしておりますが、あなたの方でこの四つにしばつた経緯について、やむを得ないという経緯を行管の行政査察の立場から、一つ御説明をいただきたいと思ひます。

○山口政府委員 行政機構がだんだん膨張する傾向にございますが、これは毎国会でお作りになります法律が非常にふえて参りますに伴って、行政事務が年々多くなるわけでありまして、しかしてできるだけ能率的な運営によってその事務を吸収しようという努力をしておるわけでございますが、やはりそれには限度がございますので、能率化の問題にいたしまして、やはり急激にはなかなかできない事情がございます。と同時に、行政事務を処理するためにやむを得ないある程度の機構の拡充は認めていかねばならないということもございまして、昨年度各省がぜひ必要だといって要求して参りました部局の新設は二十二ございまして、しかし昨年度は特に一つも新設をしないということを強く方針として出しまして、できるだけ従来の既設の部局によって事務を処理するというようにいたして参つたのでございまして、やはり実施した経験上相当無理があるというので、今年度さらにまた十六新たに部局の増設を要求して参つたのであります。しかしその中で従来の経験から見てもどうしても無理があると思われるものを拾ひまして、最小限度として四つだけを局は認めることにいたしましたのでございまして、もちろん機構の拡充は望ましくはございませぬけれども、しかしやはり仕事の方が大切でございまして、そういう観点から、なお各省と

しましては非常に不満があるわけでございますが、特別に四つにつきまして、その全体の事務を処理するという必要上やむを得ないであろう。機構の拡充は望ましくはないにしても、目的はやはり事務の処理ということにあるわけですので、認めた方がかえって行政事務が円滑、能率的にいくということとあれば、形は多少ふくらむことになりまして、目的はその方が達せられるのではないかとしようなことで、慎重に検討いたしまして、一応四つだけを本年度認めたわけでございます。四つといいますが、昨年度全部認めなかったものでございますので、従来の膨張傾向から見ますと決して多くない、かように考えております。

○石山委員 総務長官の御意見を聞いても局長の御意見を聞いても、やはり緊急という緊迫したものはないと私は思う。やはりおさなりの、十六のうちから四つ出したのだから、かなり節約したくらい程度のでないかと思う。特に事務処理ということになりますと、事務処理に限定するならば、私は企業内における努力が足りないと思ひます。では行管の局長にお伺いします。が、去年度あなたの方で建設、労働、厚生、大蔵の行政監察を行ないましたか。

○山口政府委員 これは実は私の所管ではございせんが、労働につきましてもは不確かでございせんけれども、他の省につきましても行政監察をやっておるはずでございせん。

○石山委員 行政監察の結果、建設、労働、厚生、大蔵、この四つのうち、緊急でやむを得ないというふうなことを

をあなたは力説できますか。

○山口政府委員 これは先ほど申し上げましたように、言葉は足りなかったかも知れませんが、やはり緊急に新しい機構にした方が結局能率的であるということ、監察をいたしたもののにつきましてもその意見も十分に聞いた上で決定いたしましたのでござい

○石山委員 私は先ほどちょっと人員について触れましたが、一つの局ができれば、局長の指令示達を受けて立つた皆さんの人がいてこそ、初めて機構上の活発さがあるのだから、こう思っているのです。たとえば局長さんが一人でき、部が二つでき、新しく課が二つ、三つ増設されたが、ただ少数の十人、二十人の人々の異動によって行政機構がうまく運用されるなどということは、私たちは考えられません。

一つの局ができるのなら、相当の今まで末端において不遇であったような人たちが定員、定員の枠内に入ると、身分保障されるような体制ができてこそ、初めてその機構が動くだろうと私たちは見ているのです。けれども今までお出しになったところを見ますと、どうもそういう傾向ではなくして、予算も今までのままでよろしいし、人員も十名ない十五名ぐらい定員化すればそれで事足りる、こういうふうな御説明が行なわれているように見えます。そうすると受ける印象として、高級のあるいは中堅の幹部養成はなさるだらうけれども、機構全体としてはそんなにわれわれが血道を上げて騒ぐほどの改革にはならぬのではないか、お出しになってもあまりよい機構が生まれないのではないか、

もって企業努力をその間になさればよろしいのではないか。たとえば大蔵の場合でも、主税局と関税局は異質なものであるから同居は不可能である——同居は不可能であるという言葉は、私にはあり得ないと思うのです。異質であつてもそれを融合調整していくのが、その首脳部の力量でもあるだろうと私は考えております。異質であるものがみな別居しなければならぬし、分離しなければならぬと言つたならば、これは機構上から見ればまことにきれいに見えるような感じがしますけれども、複雑怪奇にならざるを得ないのではないか。ですから私はこの四つの局の新設によって、末端の行政にもかなりな影響を与えるのか、こういうことを行管の方からお聞きをしたいのです。

○山口政府委員 ただいま石山先生の御意見はごもっともな点があると思ひます。もちろん各部課をずつと分けていって、性質の違うものをそれぞれ独立していくということになりますと、数限りなく部局が増設されることになりま

せんが、局という段階になりますと、それは局長というものが対外的にも各省の局長と折衝する段階で、パランスがどうか、あるいは国会に出席していろいろ国会との関係を保つのにどの程度が自分の所管として持つていく統轄の範囲が、どの程度が一番適切かというふうなことを考えていくわけでございます。今度には部から局になるといふものが三つございしますが、その考え方は、従来局長が所管しておりました範囲内に部があるわけでございますが、局長

の対外的な折衝その他につきましても、全体を統轄管理するのに適当なものであるかどうかということが第一でございます。最近部として設けられましたが、ものがやはり一つのまとまりでございまして、それでもいいようなものでございまして、その内容が非常に拡大して参りますと、局長としてそれを統括するのが有利である。あるいはまたその方は状況がかわらなくて、今度は自分のプロパーの局の方の業務が非常に膨大になってくると、中の部の方まで世話がやけない。統括管理の實際上可能な範囲というものがあ

るわけですね。そういう点をふまけて研究いたしまして、どちらが能率的かという判断をやっておりますので、従来、最初出たのはそれでよかったと思ひますが、年々事務の内容は変わつてきておるわけですね。今までは押えてきた結果は、まあこうしてありますけれども、定員はふえないということでありまして、すでに従来の無理がかなりかかっておるわけでございますから、それを独立した機構にいたしますと、相当それによって事務処理はやりやすくなるということが考えられるわけですね。そういうような点を考えて分けておるわけでございます。人員自体の大きいというところは、これは一つの要素ではございせんけれども、私どもは絶対的には考えておりません。と申しますのは、業務が非常に単純でありまして、多くの職員がおりまして、統括管理は割合簡単でございます。内容が非常に質的にむずかしい、質的に非常に高度のものがございまして、統括管理が困難になる、さような点もあわせて考えておりますので、必ずしも局

内の人員の数が少ないというだけにはとらわれておりません。しかしいづれにしても、さような重要性を認められたようなものは、自然に人員も、業務量も多くなりまして、自然に人員といふこともございせんが、実は今までのふくらんで参ります状況と、さらに今後どうか、今後非常にこれはお

れている行政で、十分力を入れなければならぬ。さしあたりの前向きに見た政策の推移を見まして、どうしてもこれからは必要であるというふうな環境衛生なんかも非常に日本に環境衛生はおかれておるといわれております。それから職業訓練にいたしまして、これは今行なわれております政策からいいますと、科学技術の向上に伴つて企業の体質が変わつてくるというふうな面でも、従来やなかった職業訓練、技術訓練、再訓練というものが非常に急激に膨大化してくる。そういう前向きの状況、それから貿易にいたしまして、貿易自由化に伴つて、従来は為替管理を主としておりました行政が、今度は関税によって操作をする面がふえて参りました。それから事務

量も現実には非常にふえて参つておるわけでありまして、それから建設にいたしまして、公共投資というものが非常に膨大になって参りましたけれども、これはばらばらの技術的な観点からのみの行政でなく、膨大な公共投資を各部門総合して、政策的に経済の発展にマッチして経済成長に資する公共投資をやつていかなければならない、そのためには今の機構は十分でないのではないか。かような点を重点に考えまして、最小限度としてこの四つだけ

を認めて、最小限度としてこの四つだけ

めたわけでございます。

○石山委員 やはり落ちついていくところは、池田内閣の所得倍増のためです。総務長官、そのためにこの四つの局は設置しなければならぬ緊急不可欠の問題でございますか。

○藤枝政府委員 別段所得倍増のためにこの四つが必要ということではございませんけれども、ただいま行政管理局の方からお答え申し上げましたように、こうした面におきまして相当の事務量がふえて、国民の方々にも御不便をかけておるといふ現状を考へて、この四つはぜひお認めいただきたいというふうに考へる次第でございます。

○石山委員 事務量の問題になりますと、これは心理的な問題が多分に含まれるので、はかりにかけて、これは過重労働だ、過重の事務量だというような判定はなかなかむずかしいと思います。今池田内閣の所得倍増によって、民間のいわゆる労働者はどのくらい生産性を上げておるかということ、あなたはときどき新聞でおわかりでしょう。とんでもない過重労働をやっておるわけですか。しかもあまつさえ過重労働をやつて、年取つた者は、石炭業界のみならず、市街にほうり出されておる現象——ですから私、官吏の方々が国民のため、国民に奉仕するという意味においていろいろ工夫なさつておるといふことは認めます。所得倍増、日本の産業の発展につれて、仕事の量はふえておると言つておるでしょう。おそらくふえておると思ひます。ふえていておると思ひますけれども、では外部に対しては必要不可欠かというふうになりますと、私申し上げたように多分に精神的な問題が

含まれておるので、これは普通の工業生産と違つてなかなか理解しがたいものがある。ですから今の場合においては、私は各省の首脳部はより以上に企業努力をなさる時期だろうと思ひます。それは先ほども総務長官に私申し上げたように、あなたの方は行政の調査会を作ろうとなさつておるのです。ですからこの場合いろいろな面で各省は御不便はあるかもしれませんが、企業努力をなさつて、末端に働いておる人たちと同じような意気込みをもつて、こゝに二年を経過すべきではなかったかというのが私の氣持なんです。しかしその氣持からはみ出すものがあると思へば、これは氣持だけで押えていける、国民に与える影響があるのですから、不便を与えるのですから、産業の発展をある意味では阻害するのですから、いけないのです。その点では、はみ出すというふうな御見解で出しておるだろうと思ひますが、そういうふうな必然性の積み重ねでお出しになつたようには、私総務長官の御意見でも、管理局長の御意見でも、そういうふうな思ひやない。

とにかく議会の対策だとか、各省の部の前提条件に聞かなくてはならぬのです。が、やはりはみ出しますか。何ば私聞いても、これは緊急で不可欠の問題だからどうしても通したいというふうな御意見ですか。

○藤枝政府委員 石山さんの言われるはみ出すという感じをわれわれは持つておるわけでありませう。もちろん各省とも首脳部において非常な努力をし、行政の能率を上げていくために努めなければならぬことは当然でございます。

す。そういう当然の義務を果たしつつ、しかも行政管理局の方で監察その他をし、さらにこゝに二年の経験から考へて、この四つについてはぜひ何とかしなければならぬまいという結論になつたわけでございます。そういう意味においては、いわゆる行政運営の能率化をはかり、企業努力をいたしたにもかかわらず、やはりこの程度はという結論になつたと御理解いただきたいと思つております。

○石山委員 それは私の呼び水だったので。総務長官の説明を一応私は承つておいて、ほんとうには労働省が部を訓練局にしなければならぬ理由を二、三労働省関係にお聞きしたいと思ひます。

第一にお聞きしたい点は、この説明書の中にも安定局の中の訓練部を独立さすという御意見でございますが、その中でこういう点をあなたの方では説明しております。職業訓練の拡充強化、技能検定制度の整備、技能労働者の養成訓練の拡充、雇用されている労働者の再訓練をなす、こういう四つくらいが中心の目的のように見えます。私の方として第一にお聞きしたい点は、所得倍増によって、その方法論の一つとして、農村の人口を減らすということが池田内閣によつて行なわれるわけでございます。そうした場合に、農民をいわゆる町の労働者に仕立てるためにも、これが活用されるだろうと思ひます。それからどこでも合理化が行なわれますと、中年者の希望退職が行なわれるわけですか。そうしますとおそらく大抵四十五以上の人が、希望退職の序列の中に入れられると思ひます。そうしますと今のようにオートメ

化された工場に對しまして、四十五以上の人をどういう格好で訓練するのか。それから農村に對しての方々、おそらく若い人たちが離農するのでなくして、農民の方々の大半は年寄りだと見なければいけない。中年者だと見なければいけません。こういうことと見なしまして、どういふふうな訓練方法、教育を施そうとしてゐるのか。たとえばこれが局になつた場合に、どういふうまをもつてこの問題を処理なさろうとしてゐるのか、御説明いただきたい。

○三治政府委員 農村から都市への職業転換につきましては、先生も御存じのように、昨年訓練施設を増加するため、十四カ所を主たるその目的のたす算措置をとつた。今年におきましても十八カ所の増設は、主として農村の二、三男を第二次産業に転出するための処置として、それを予算の主目的として——もちろんそればかりというわけではございませんが、そういうふうな処置をとつたわけでございます。そして今度の農業基本法の法案の策定や、農業基本問題調査会の場合における農村人口が第二次産業の方へ移る過程としての御相談を、労働省として種々訓練部面、職業紹介の部面で受けたわけですか。まずとりあへずはわれわれの方として、農村の二、三男対策としてそういう職業訓練を大いにやる必要がある。またそうすることによつて、農村から他へ転ずる場合に、所得がより増加した、より安定した雇用につけるといふふうな考へております。

なおさらに進んで、農村の中年以上あるいは農家が全部、挙家離村するといふふうな状態につきましては、まだ具

体的な構想といひますか、そういった過程まで予想してありません。現在当分の間われわれの方として、農村二、三男対策としての職業訓練を主としてやる。だから現在のところ二、三男対策を考へる。それから都市における産業構造の変化に伴う中年者の転職面につきましては、今までわれわれの方の経験といたしましては、駐留軍労働者の転職訓練、それから石炭鉱業からの離職者に対する転職訓練ということをやつております。さらに一般の職業紹介をいたしまして、その中年層の転職というものにつきましては、われわれの方として今後大いに努力をしなければならぬ問題と思つております。その具体的な処置、ことに中年以上の方々の転職の場合における所得をあまり減らさず、また維持して転職できる職種というものが、いろいろ研究してみると、なかなかないわけでございます。それからことにそういう方々の中年層の訓練というものを考へてみますと、その訓練はできても、やはり所得が必ずしも伴わない職種がありまして、そういう点につきましては、今後われわれの方として大いに研究していかねばならぬ問題だと思ひますが、日本の現在の年功序列型賃金体系をとつては職業対策としては非常に困難でございますが、それを新しくわれわれの方としてはぜひ研究して、やはり訓練の過程の一重点としてやつていかなければならぬ、今後の社会の進展に伴つて当然やらなければならぬ問題だと考へます。

○石山委員 農村人口の多いといふことは、これは社会党も認識しているわけですか。農村人口が、たとえば今の池

田内閣政府のやり方でいけば、年々何多かが離脱します。これに職業を与えるということは大へんに大きな問題になるだろうと思う。中年者に対しては、職業がよろしいかということになります。これもまだきめ手がないというのが現実だろうと私は思うのです。そういうことを研究せなければならぬ。職業訓練は実を結ばないわけでしょう。その研究機関みたいなものは一体どこへ置かれるわけでしょう。

○有馬説明員 ただいま先生御指摘の中年層に対する職業訓練というのは、従来の学卒者中心の、子供といいますが、二十前後までの層に対する訓練とは違つたいろいろな問題があるわけでありまして、先年駐留軍の離職者につきましても、この問題と最初に取組んだわけでございますが、昨年から石炭離職者の問題につきましても、平均年齢は大体四十才前後になっておりますが、これらの中年者に対しては現在訓練を行なっておりますが、従来の子供に対する訓練とは違つた指導方法あるいは訓練基準、それから生活援助、こういった問題をあわせて解決しなければならぬ、こういう必要性をわれわれも感じまして、現在やっている実施の面におきましては、漸次その点を改善して参っておりますが、根本的にはこれらの問題についてもう少し検討しなければならぬ。かように考えまして、昨年の十月から中央職業訓練審議会におきまして、この中年層に対する職業訓練のあり方につきまして、各方面の専門委員の方に依頼いたしまして、どうあるべきか、教え方はどうすればいいか、それから訓練の基準が、若い者と違つて学科に非常に弱いとい

う点もございまして、その辺の基準も再検討しなければならぬ、こういうところを根本的に現在検討しております。六月一ぱいには大体その中間報告が出る予定になっておりますので、漸次本格的な中年者訓練対策を軌道に乗せて参る予定でございます。

○石山委員 訓練部に研究機関を持っているわけですか。

○有馬説明員 訓練部に中央職業訓練審議会、これは訓練法によりまして労働省に置かれておりますので、その審議会に諮問をしまして、答申を求めているわけでありまして、そういう予定で本格的な中年者の訓練に取組んでいく予定でございます。

○石山委員 総務長官にお聞きします。たとえば農業政策としましては、農協を利用して土地の信託を始めるわけでしょう。そうすると農村の人口は移動を始めます。移動を始めた場合、まず通産省はそこうまく工場を持つていけばいいわけですが、労働省は一生懸命そこで訓練を行なつて、抱き合わせをすれば、私は政策のある部分は成功すると思うのですが、今までわれわれから見ると、農林行政は農林行政で、信託して土地を離せ、東京に出ていけば盛んに勧誘するわけですね。秋田県の知事であつても、山形県の知事であつても、一つの計画を立てますから、農村の人口は確かに動いていくわけですが、けれども受け取る場所がなかなか見つからないという現象が出ると思うのです。一体工場を持つていくといつても、それは通産省の方ではおれは知らない。水もないし、交通も不便だし、運賃もかかるのだからいやだといふふうになると、な

かなかうまくいかないわけですね。工場は青森県まで行きません。秋田県まで行かぬでしょう。そうするとその農村の人口はまごころとしてしまふ。こういう調整をどういうふうにしてやるのか。この三つ、いわゆる離職者、職業訓練を受けて、そして収容の場所をば手近に求める、こういうふうな構想はどこで立てているのか。ございましょうか。

○藤枝政府委員 今御指摘になったようなことが一番問題であらうと思ひます。従いまして関係の各省が十分連絡をいたしまして、そうして離職する人、あるいは農村において余つてくる人口の受け入れ計画につきましても、今お話のようにできるだけ地方へ工場の分散をはかることは必要でございます。しかしいろいろな立地条件があつて、口で言うようにはなかなかいかぬと思ひますけれども、そういう環境を作るための地方都市の建設というふうなことも考えながら地方へ工場を分散する。あるいは中京、名古屋地区のようなどころにつきまして、労働者住宅その他を考へていくというふうなことを、関係各省で十分連絡をとりながらやつて参りたいということを考へておるわけでございます。

○石山委員 これは訓練部長にお聞きしておきたい点は、皆さんが今までおやりになつたのは、工場に關係なさる方々を訓練なさつたわけなんです。今度出てくるいわゆる失業群といふものが、産業予備軍といつてもいいような農村の離職者は、いささか趣を異にするわけですね。これを吸収する産業分野というものが目前に浮かんでこなければならぬ時期だと思ふのです。農村の離職者のうち、みんなが三十才ぐらいであれば、お前もう一べん算術をやれ、かけ算を勉強せい、方程式の一つぐらい覚えろといふことは訓練できると思ふのですが、四十ぐらいの農村の人にはなかなかそれは無理だろうと思ふ。そうして今日の日本の産業というものは一体どういう傾向を帯びているかと見ますと、いわゆる化けもの産業でしよう。もう一つは、小さいときから手元の器用さをならされなければならぬいわゆる機械産業、この二つに大別されてくるだろうと思ふのです。農村の四十代の失業者を収容するというのは、非物理的な機械工業であれば、これは努力を必要とするから、半分は機械、半分は努力といふふうな力仕事を利用するような業種がたくさんあるわけですから、この収容は割合に可能でしよう。しかしだんだん日本の産業が発展するにつれて、分化傾向を帯びてきておるのです。分化されております。その分化の一つが化けもの産業と機械産業の両極端に分かれてきています。そうしますとこれは農村の政策につながつていくだろうと思ふ。政策につながらなければ、農村の四十代の人々は、町に吸収する、工場に吸収するといつても、これは不可能だろうと思ひます。そういう点も訓練部の方では、十分に職種を選ぶ。その職種を選ぶことが時の政府の政策になつて、その産業を育成するといふふうなことになるなければ、農村の方々はだへんにひどい目にあつてはならないか。またこれから企業合理化によつて普通の産業からはみ出されていく単純労働者、この人たちが立場を失つていくのではないだ

らうか。こういうふうなことを私は懸念するのですが、その点に關しましては、皆さんの方はどういうふうな腹案を持って臨んでいただけるかも、一つお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○有馬説明員 農村の中年者の訓練につきましては、先ほど申しましたようにいろいろな訓練技術上の問題もありませんが、私どもの当面の考え方としては、従来の製造工業の機械あるいは電気といったような、非常に手先の器用さあるいは頭脳の適応性というものを要する職種よりは、建設産業の關係の職種、たとえば左官、塗装、配管あるいは溶接、こういったもの、まあ近代的な建設産業の発展に即応いたしまして、そういった職人層が非常に足りないわけでございます。現在建設業界、建設省と連絡をとりながら相談をしておるのでありますが、過去五年の間に建設の工事量が六千億台から二兆をこす三倍強に伸びております。不足する職種の調査も、われわれの調査とそれから業界の調査と突き合せて、大体の職種の不足数もわかつております。数にして十数万の数が不足しておりますが、特にその中で緊急を要する職種につきまして、私どもとしましては重点を入れて訓練計画を樹立して、そうしてこの農村の二、三男という若い層でなく、もう少しいわゆる手おくれ層の中年者層あるいは沿岸漁業の漁民層、これらに對しまして、それらの配管、電気、溶接、塗装、左官あるいは建築大工、こういった緊急を要する職種につきまして大量に養成をしていこう、こういうことで現在新年度の計画を進めております。

また最初に御指摘がありました産業

との関連でございすが、建設産業以外の本来の製造工業につきましても、通産省と密接な連絡をとりまして、たとえば名古屋地方における電子工業関係の地方分散計画にマッチした訓練計画を、地域的には策定をしております。そういうふうな行き方をしておりますので、通産省あるいは農林省、建設省、こういった産業各省とは非常に密接な連絡のもとに、訓練計画を推進しておりますから、大体その辺のちぐはぐはないように努めておるつもりでございますので、御了解願いたいと思ひます。

○石山委員 失対関係の方おいでになっておりますか。

○三治政府委員 職業安定局長が来ております。

○石山委員 石田労働大臣は先ごろ、十万余の失業者の数が減ったと言っております。もしそういうふうな公式通りに労働者の関係が動いているとすれば、まことにいいことだと思ふのですが、池田内閣のつとめるアメリカ経済との密接な関係を思ひますと、アメリカ経済の一つのひだとして、失業者の数がふえつつあるという現象です。ですから日本がよほどうまくやっても、今の経済政策をば取り扱っているのは、十万余減ったというのとは一つの小さい現象に終わってしまうのではないかと。やはり大どころは失業者が多ふえていくだろうということが想定されるわけですが、それはもちろん倍増の十年計画というものが非常に順調にいつて、六年、七年と経過すれば初めに失業者の数も減っていくだろうと思ふけれども、今のようなり方で倍増計画を強行していけば、どこから見て

も失業者は減りますというふうな根拠は出てこないようです。

それで聞きたい点は、私の方では、どうしても失業者がふえるだろう、ですから失対事業の非常に大切な場面が出てくるのではないかと。この中でございすが、去年皆さんの方の努力でいささか失対費が増額されたようでございますが、それは一人当たり幾らくらいになりますか。

○堀政府委員 最近の雇用失業情勢は、概して申しますれば、一般的な景気の好況の影響を受けて、雇用の増加しております。労働省関係の毎月労働統計等で見ても、大体一割一分あるいは二分程度の増加を最近はいまして、ただその間におきまして、産業構造の変化あるいはその他のいろいろな事情によりまして、離職者との断層が生じておる。そのアンバランスを今後は正していかなければならないということが一つの問題点であると同時に、もう一面におきまして、職安において職を求めるところの日雇い労働者は、必ずしも減少はしておらないわけでございます。これはその中に中高年層の方々が非常に割合を占めておる。従いましてこれが停滞する傾向があるというの大きな原因であろうと思ひます。そこで労働省といたしましては、一般的には雇用は順調に伸びておりますけれども、そういう特別な方々のためには、やはりできるだけの援助をしなければならぬ、こういう考え方で対処しておるわけでございますが、来年度の予算におきましては、結局全体を平均いたしました失対の労働費というものは五十二円増加という予算を計上しておるわけ

でございます。従いまして今まで三百三十四円でありましたのが、五十二円増加いたしました三百八十六円、全国平均でそのような数字になるわけでございます。

○石山委員 労働者の三百八十六円も、たしか地域的にそれぞれ等級があつたと思ひますが、この等級の改正は行なつてゐるわけですか。

○堀政府委員 失対労働者の賃金を決定するにあたりましては、先ほど申し上げた数字は全国平均の数字でございますが、この考え方は、その地域における労働者の平均的な賃金を参照いたしてきめるといふことになっております。従いまして地域的にその都市あるいは産業の情勢によつていろいろの変動がございしますので、今後は賃金を具体的に各地で決定いたします場合には、われわれといたしましてはなるべく合理的に調整を行なうという考え方で進めておるわけでございます。三十六年はただいま申し上げましたように、平均で五十二円のアップになったわけでありすが、各地における実際の賃金の引き上げにつきましては、関係者を集めていろいろ意見を聞いた結果、各地域別にそれぞれの調整を行ないまして引き上げを行なうことになりました。これは決定いたしましたので、全国各地に公表をいたしました次第であります。

○石山委員 この地域の別について、それぞれ御研究なさつて万漏漏なところと思つておられますが、私たち委員会では公務員の給与を取り扱つてゐるわけですが、それについて昔の地域給、今の暫定手当の問題に対しては、

われわれはその不合理性を主張してゐるわけですが、これは労働省で失対費をおきめになるときも、終戦後の主食を主体にした算定方式が、おそらく優位を占めたのではないと思つております。それから秋田の失対費は青森より安いという現象です。これは石田労働大臣が秋田の出身だから一番了解して、あるいは皆さんの方にチェックして下げてゐるかもしれないけれども、皆さんの方は科学的に物事を判断しなれないといふふうなところがあるのかもしれません。しかしわれわれはそういうふうなことでなくして、当時は主食を主体にして算定した地域なのだから、主食が残り余つてくる現実においては、算定方式を変える必要があるのではなからうかといふことを、たとえば力説してゐるわけでございます。

それからもう一つ、今度の五十二円の中の一円が、北海道の石炭手当に形を変えたといふふう聞いております。これは民間でも官公労の賃金体系でもそうですが、石炭が出れば、雪の深い東北地方、信越その他は薪炭代をもらつてゐるというのが現実の姿でございます。来年度になれば、そういうふうなことを考えながら五十二円の中の一円が石炭に変換した、こういう炭やまきをたくさん需要する都市の失対者に向けられるような方向を考へられ、今回五十二円の中の一円をそういう格好で取り扱つたのかどうか、この点もお聞きしたい。

○堀政府委員 お説の通り最近のいろいろな情勢の変化によりまして、地域的に合理的でない格差が生じている面があるわけでございます。私もまだだいま先生の言われましたと同じような考え方におきまして、その調整をなるべく合理的に行なつていこうという考え方でおります。

そこで秋田と青森との関係等につきましては、実は今までの賃金の格差が相当あるといふような情勢にかんがみまして、昨年は全国平均で二十八円の引き上げであつたわけでございますが、秋田については特に三十八円の引き上げということで、格差を十円縮めたわけでございます。本年も秋田の都市方面におきましては、全国平均の五十一円を上回る五十六円の引き上げを行なうことにいたしました。その他の地域においても五十一円の引き上げ、従いまして他の県等におきましては、この平均の五十一円を下回るようなところが出てきておるわけでありまして、平均いたしました五十一円のアップという考えでおるわけでありまして、私どももいたしましては、ただ格差を是正するも申しまして、やはり低所得者の諸君でございまして、なかなか一朝一夕に合理的に行なうことはできませんが、なるべくいろいろな機会をとらえまして、地域差を合理的に考へていくという方向に進みたいと思つております。

次に北海道の問題につきましては、これは実は北海道方面から、冬季においては石炭を買わなければならない、冬は特に不自由するといふような、非常な要望がございまして、私どももそういう観点に立つて何とか実現をはかりたいといふことで努力したわけでございますが、石炭手当という制度は本年は認められなかったわけでございます。

す。ただ最終の段階になりました、いろいろ財政当局と折衝いたしましたところ、全国平均で一円ぐらゐの単価、すなわち北海道に直しますと、冬季に大体二十円ぐらゐの賃金増給になるわけでございますが、そういうことを認めてもいいというふうな話になりましたので、これは一つの足がかりを作るという意味におきまして、とにかく北海道における低所得の失対労働者諸君の生活改善にプラスになることでございますから、そういうふうにしつたいといたすことと、そのような措置をとつたわけでございます。今後におきまして、私も、この東北方面の寒冷地におけるいろいろな情勢にかんがみまして、やはりそういうまきを買つたために特別の金がかかるというふうな情勢も十分考慮いたしまして、検討はいたしたい、こう考えておるわけでございます。

○石山委員 私は総務長官にお願いしておきます。労働省の安定局として、おそらくこれから失対事業を一生懸命やらざるを得ない場面が深刻に出るだらうと思ひます。あなたの方でどんな大きなことを言つても、私は、六人、七人までならば別ですけれども、そうでなければ、失業者はふえるだらうという想定のもとで施策を行なうことがよろしいだらうと思ひます。それこそほんとうに日の当たらないところへ手を伸ばす政治のうまみだと思ひます。そういう想定のもとで、あなたのようない立場から労働行政を調整していただいて、失対費をたくさん出す。そして地域偏重にならないように、それから寒いところで働いてる北海道、東北、信越等の恵まれない失対の人たちには、もう少し別な面であらう見て上げるといふことをやっていたらいい。それをやらないうで、所得倍増、合理化を行なう、農村の人口を少なくするなどと言へば、これは苛酷な悪政ですよ。そういうことのないように、私は何も安定局長に味方してゐるわけじゃないのだが、一つ十分に力を注いでいただかなければならないといふことを要望して、私の質問を終わります。

○久野委員長 次に山内広君。

○山内委員 私は厚生省の關係について簡単に尋ねたいと思ひます。この御提案の趣旨は、公衆衛生局の環境衛生部も環境衛生局に昇格したいといふことでありますが、各省の機構いじりに対する基本的な考え方は、今石山委員から詳細にお話もありまして、私も同感なわけでありまして、しかし特に環境衛生については、実は私も地方議會において多少体験いたしてありますので、違つた観点からいろいろお聞きもし、最後に局昇格についての考え方も伺いたいと思ひます。

まず最初にお伺ひしたいことは、進駐軍の落として子でありましたこの環境衛生については、その後皆さんの努力で非常な成果を上げられておりますのは、とにかく文化國家として喜ばしいと私としても考えているわけでありまして、ただいろいろのことから施策が行き詰まつた感も持ちます。いろいろ御要望申し上げたいこともたくさんありますが、まず最初に政令都市と呼ばれて十五万を単位として保健所を持つてゐるところがあります。また現在ない都市もあるわけでありまして、特に町村合併が行なわれて小さい町村が合併し

たところは、いかにも金のかかる保健所などはもう財源的にほしくないといいことは、これは偽らない考え方だと思ひます。そこで人口十五万以上の都市で現在保健所を持つてゐるところは何か所あるのか、また保健所を持たないところが何か所あるのか、これをお聞きします。

○聖成説明員 ただいま十五万以上の都市で保健所を持つてゐる問題についての御質問であります。これは保健所法の施行令で指定をしてゐるわけでありまして、その指定してゐる都市が全国で三十都市で、この十五万といふのは、別に施行令にもあるいは省令にも何もないわけでありまして、ただ昭和二十三年と記憶しておりますが、あのときに保健所法の改正がございまして、そのときはまだ連合軍司令部があつた時代でありまして、あのときに十五万以上の市に保健所を持たせたらどうかという勧告がありまして、一応十五万といふことで当時線を引つたわけでありまして、それが三十都市で、その後一カ所もふやしてないわけでありまして、しかしその十五万といふのは意外に知られておりまして、十五万をオーバーしたから政令市に指定してはどうかといったような要望が若干の都市から出たこともございまして、厚生省といひましたのは大体政令市はこれ以上ふやさないといふ方針でありまして、以来一カ所もふやしてないといふ実情であります。現在十五万以上の都市が幾つあつて、保健所があるところは三十といふことははっきりしてありますが、ない方がちよつとわかりませ

○山内委員 今の御答弁にちよつと私

は不満を持つてゐるわけでありまして、なぜと申しますと、これから機構をいじつて、特に局にまで昇格させて、強い指導力を持つといふときに、十五万以上の都市で保健所を持つてゐるところは三十と指定されてわかつてゐるが、それ以上の数十万の人口を持つところ、保健所といふ金のかかる機構を持つておらないのが何ぼあるかわからぬでは、ちよつと返答にならないと思ひます。どなたかおわかりと思ひますから、ちよつとそこで打ち合せてお答え願ひたい。ほんとうにおわかりにならぬならば、ちよつとこれは不思議な御答弁だと思ひます。

○聖成説明員 もちろん先生御案内かと思ひますが、十五万以上の都市で市立の保健所がないという意味でありまして、都道府県立の保健所は全部あるわけでありまして。

○山内委員 それは承知してあります。○聖成説明員 それではその数をちよつと調べまして後ほど申し上げたいと思ひます。

○山内委員 私の申し上げたのは市立の保健所のことを言つてゐるわけでありまして、そうしますと片方では保健所を持つてゐて、その市としては非常な負担がかかつてゐる。ところが片方にはなくても済まされるところもある。特に最近、さつき申しました通り、町村合併で数十万といふ人口を持つ市が保健所を持たぬで、上の都道府県におぼさつて免れてゐる、そういう傾向があるために、非常にこれはアンバランスな行政になつてゐる。このことがこの環境衛生を伸ばしていけない一つの大きなカンだと私は考へておる。特にこういう指定を受けたばかりに、財

政が困難でも維持経営しておるところには、交付税その他で何か國がめんどろを見てやらなければいけません、私はその基本的な考へておるわけでありまして、それがそれを主としておるあなたの方で何か所あるかわかりにならないといふことは、ちよつと私は受け取れないわけでありまして、先ほど石山委員からもお話がございましたけれども、局にして強い指導力を持つ、こういうのであれば私も賛成いたします。特に環境衛生といふような、地道なしかも日本の文化國家として大切な仕事で、こういう機構を要することによって強力な指導性を持つ、この事業が効率を上げて行政がよくなれば、こういう社会性を帯びたところはむしろ機構でもつてカバーしてやるのがいい。前産省とか建設省とかいふような事業を持つところ、然るて——極端に申し上げて悪いかもしれませんが、政治を行なうでも金はさういふところにどんどん入つていって事業が興るのですから、これは政治の必要がない。あなたの方のお仕事、それがほんとうに政治が要る。機構でもつて大蔵省の折衝なりあるいは國會対策なり、そういうことが強力に進められてやつていくといふことであれば、私はこの局昇格といふものは非常に生きてくる、意味をなす、こういうふうな判断しておるわけでありまして、そこで今申し上げたやうなことで、実は御答弁がないので次の質問がちよつと続かない。これ以上やると突つ込むことになりまして、から、そういう意地悪いことも申し上げたくないので、あと端折りました質問を次に移します。

現在大都市のいろいろな悩みがあるわけですが、特ににはなほだしい

○山内委員 きょうは年度末の日で、早く法案を上げる必要がありますので、長い質問は避けて、あと結論をちょっと申し上げたいと思うのですが、この保健所の問題で、おそらくあの答弁からしますと、政令都市の保健所あるいは都道府県が直接やっている、こういうものの整理統合と申しますか、一貫した方針というものはまだあなたの方ではお考えになっておられないと判断するわけですが、これはぜひ一つしかるべき方々と相談の上、方針を確立していただきたい。ということ、地方自治体に対する財政上の圧迫も一つ、それから一つは、そこで働く人たちの所長以下いろいろな方々の人事交流の問題もあるわけです。そうして一貫した方針で国が政策を都道府県に落としていく。そしてそれが均質化した行政に移らないと、これはいつまでも問題が解決しないと思うのです。特に

最近、先ほど申しました町村合併の結果、数十万という大都市で保健所を持たないところも私知っております。全国的には私は数字はわかりませんが、とも、具体的にそれはどういふこともある。そうしてわずかに十五万をこえたばかりに、指定を受けて、そうして金がかかる保健所の運営で財政的に非常な圧迫を受けておる、こういうアンバランスの是正をどうするか、衛生行政の指導をどうするか、そういうことではない。交付税でめんどろを見るとき、いろいろな指導方針もあると思う。ぜひこの点は早く一貫した国の方針を確立して、その方針にのっとってアンバランスのない行政をやっていたらいい。

そういう指導が強いに行なわれ、また先ほど来いろいろ話が出ました屎尿、塵芥の処理などについても、大蔵省との折衝も強力にできて、そういう点で地方自治体のバック・アップをあなた方が強力にできるといふなら、私はこの部を局に昇格するという点も初めて生きてくると思う。そういう意味では、先ほど石山委員の指摘された点についても、そういう点が出てこなければ、さっきのような議論が出るわけでありませう。特に保健所の問題については重ねて御要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○諸方委員 ちよっと関連して、環境衛生部長に、今の山内委員の質問に関連してお伺いいたします。糞尿処理の下水道の設置を促進する。そのために三分の一の国庫負担、三分の二の起債でもっていろいろ援助を与えていく、こういうことは事実やっておるようでございますが、この起債を許す前提

に、必ず使用料を取らなければならぬという強い御指示をなさっておるようでございますが、それは間違いございませんか。

○聖成説明員 使用料を取ることに懸念はいたしておりますけれども、補助金をつけますのにこれを絶対要件にするというようないふことはいたしておりません。

○諸方委員 地方に参りますと、言葉の表現はどうかされておるか存じませんが、使用料を取らなければ国庫負担も許さないし、起債も許さない、それが条件だということでは地方の方は受け取って、それに全力を傾注しておるような状態ですが、それぞれの都市におきましては、自力でもって今までやっておるところも多少はある。そういういたしますと、今まで自力でやっておるところには使用料を取っていない。今度新しく作るころは使用料を取らなければならぬ。そういうアンバランスができるから、さかのぼって今度は、今まで取っていないところまで取るようにしなければならぬ。地方におけるところの一つの悪税の促進になっておるといふふうに考えますが、そういう現象が至るところにあると思ひますが、お宅の方はどういふふうにお考えになっておりますか。

○聖成説明員 一般的常識から申しまして、上水道の使用料というものは、だれでも払うという常識になっておりますけれども、下水道につきましても、どうも上水道の場合のように、使用料を払うということが何か不自然のような感じがしないこともないと思ひます。しかし下水道の整備促進には相当の経費がかかります。また起債も、

これは起債でございますから、その分につきましては償還もしなければならぬということでは、下水道の使用料を取ることには、私はやむを得ないといふふうに考えておるわけでございます。先ほど申しますように、新たに下水道を設置する場合に、使用料を取らなければ補助も起債もつけないというふうなことはいたしております。そういうふうな懸念はいたしております。

○諸方委員 あなたのお言葉を、それでは私は信頼して帰って差しつかえございませんか。もちろんこれは地方自治体の財政能力にもよりますから、自治体の方において、使用料を取らなければこの設備ができないところもありまうし、また、大きな仕事はできぬでも、多少は、徐々なりとも自力でもってやれるところもあるでしょう。起債や国庫負担の御援助があればやっていると、そういうところがありまうし、それが、それぞれの地域の実情に応じてやることであつて、この使用料を取る取らなだくの決して差別はないということをはっきりとお約束できますか。

○聖成説明員 今先生がおっしゃいますように、財政問題で、その市町村の特有の事情があるわけでありませうから、その点を十分考慮してやっておるわけでありまして、一律に使用料を絶対取らなければ補助も起債もつけないといふことは私の方はやっております。

○諸方委員 もう一つお伺いします。最近屎尿処理やあるいは糞尿処理を業者に委託してやらしておるの非常な不自然な状態で、いろいろな問題も起こりやすいから、あなたの方としてはできるだけ直轄にするように努力しておる。こういう答えがありました。私はむしろ逆なふうに今まで解釈しておつた。こういうところに自治体の方でお金をたくさん使つても、業者に委託してやらした方がよいという勧告が厚生省から出されたのじやなからうか。最近に至つて各自自治体の方でもってこれを請負に出させる方が非常に多くなつてきたという顕著な事実があります。はたしてあなたの方で直轄にしていくという御指示をなさつてい

○聖成説明員 先ほどお答え申し上げましたように、先生も御存じのように、清掃法ではっきりとこの屎尿のくみ取り、ごみの収集は市町村長に義務づけられておるわけですが、それから民間の業者がやる場合には、市町村長の許可を受けなければならぬというのですから、この法律がさような規定になつておりますので、私もとしましては、その法律の線に沿つた指導をやっておるわけでございまして、それと逆行するようなことをやっていると、それはございませう。

○諸方委員 どうも意味がわからないのです。もちろんそれは法律でもって市町村長が責任を持たなければならぬが、民間にやらせる場合は市町村長の許可を受けなければならぬ。最近市町村長の許可の上に非常に急速に民間にやらせるような傾向に動きつたといふことなのです。市が直営をするよりも、民間に市町村が委託してやらせるものが非常にたくさん出てきておるのだが、それはあなたのおっしゃることとは實際は逆な方向に行つておるのではないかと、私は私心配

するからお伺いしておるわけです。法律が逆行しているとかいふことを言っているわけではございませんか。

○聖成説明員 ただいまの問題につきましては私も非常な関心を持っておりまして、全国の市町村につきまして、直営と今の業者にやらしている実態を全国にわたつて目下調査中でございます。何べんも申し上げましたように、できるだけ直営でやれという指導はいたしておりますけれども、民間の方にやらせるといふような方針は全然持っておりません。この点だけははっきり申し上げておきます。なおよく実情を調査いたします。

○諸方委員 これで打ち切りますが、山内委員からも言われましたように、早急に実態の調査をして資料を一つお願いしたい。そしてあなたが言明なされたように、その線を強硬に自治体に徹底させるようにしていただかなければ、逆の方向に進みつつあることを私非常に悲しんでおりますので、その点お願いしておきます。

○聖成説明員 先ほど山内先生から御質問がございましたが、十五万以上の都市は、最近の国勢調査の資料は目下取りまとめ中でありまして、古いのでございまして、昭和三十三年の数字では、十五万以上の都市が五十五カ所になっております。従ひまして政令都市が、さつき私が申しましたように三十五カ所ございまして、差し引き二十五カ所がいわゆる十五万以上の人口があつて政令市になっていない、こういうことでございます。

○山内委員 今数字をいたして、大体半々というわけですが、私希望というよりも誤解される心配がありますの

第一類第一号 内閣委員会議録第十九号 昭和三十六年三月三十一日

九

で、ちょっと申し添えておきたいのですけれども、これは今市で全部十五万以上を指定してやらせるという意味で申し上げたのではないのです。都道府県に全部統一するのはいいの、それとも十五万以上のものは全部市が持つ義務を負わせることが地方自治体として望ましいのか、いろいろこれは問題があると思います。それで地方自治体の権限を縮小しないで、できれば各市長に持たせることは望ましいのですけれども、財政上からそうもいえないことも考慮されますので、その点も十分御研究になって、各十五万以上の都市を指定して、全部に持たせるといふことになれば、よほど財政的なバック・アップもしていかなければならぬ。その点の研究も十分されて、統一された指導をやってほしい、こういう意味でありますから、誤解のないように……。

○久野委員長 次に受田新吉君。

○受田委員 最初に行政全般の問題として、各省設置法の改正案が本委員会に採決をされる前に、ただしておきたいことがあるのです。それは厚生省にしまして、労働省にしまして、新しく局ができるわけです。行政機構の拡大強化という美名のもとに、非常に機構が拡充されるわけなんです。このことに関係して、行政審議会という行政の諮問機関があって、行政全般に対するいろいろな意見を答申しておられるわけですが、今いたいただきました資料によると、旧臘十二月七日に答申をされております。その答申書をつまびらかに見て参りますと、行政運営の簡素化、能率化がうたわれておる。そして行政の運営の上における行政サービス向上の必要性がうたわれておる。

こういうようなことをずっと拾ってきまして、結局今まで行政審議会はしばしば政府に行政事務全般にわたって、常に行政事務の簡素化、能率化というようなことを忠告しておられるに、わらず、一向らちがいていない、所期の成果を上げていないというところをうたっています。はなはだ遺憾であるというところをうたっている。そうしてその言葉の中に、行政運営の改善の根本は行政事務の簡素化、合理化であるといふはつきりした文句を示しておられるのでございますが、今度厚生省にしまして、労働省にしまして、業務量の増大と国民の要望にこたえるという御趣旨ではありまして、一応局という新しいポスト、局長というポストができて、そこに機構が拡大されるという現象、簡素化とは反対の方向に行っているのです。もう一つ、昨年十月の第三十六回臨時国会で、あなたの今の内閣の総理大臣である池田さんが施政方針演説で、綱紀の維持に努め、公費の節約、事務の簡素化、能率の向上に意を用い、広く国民の心に耳を傾け、真に国民の奉仕者としての職責を全うすべきことを、国民に訴えておる。総理大臣が事務の簡素化を訴え、行政の能率の向上を訴えておる。こういうときに、しかも唯一の行政事務の諮問機関である行政審議会がごく最近に、事務の簡素化、行政の簡素化こそ、行政運営の改善の根本であると御注意をしておられるに、かかわらず、全般にわたって大幅に局部の増設を御計画されているのは、どういふ理由に基づくものであるか。行政審議会の存在というものを無視され、池田総理の施政演説を無視されておるといふ印象を私は受

けるのでございますが、これに関する御所管を、官房長官と同列にある、むしろ近く国務大臣になられる御予定である藤枝さん及び山口行管局長から御答弁を仰ぎたいと思います。

○藤枝政府委員 行政審議会からの答申その他はお話の通りでございます。行政運営の簡素化といふことでござい

ますが、ただいまの御意見に返すようでございますが、必ずしも機構の簡素化ばかりではない。むしろ現在国民の要望しておるところは、行政官庁の運営が複雑で非常に繁雑だといふことが非難されておるわけでございます。そういう意味におきましては事務その他の行政運営を簡素化して参るといふことはどうしても必要であるといふふうに考えまして、政府といたしましては、ただいまおあげになりました十月の総理の施政方針演説等にもかんがみまして、各省を鋭意簡素化して参るとございまして、従いましてこれと今御審議をいたしております各省の局を省すといふことは、一見いかにも行政事務が複雑化するようには考えな

めには職を設ける傾向が見られる、こううたっておるわけなんです、原因の一つとして人のためにポストが与えられる。だから機構の簡素化、複雑化を招いてはならぬ、こういうことが行政審議会の基本的態度であって、あなたの今のお説のただ運営の問題などというように問題でなく、機構の問題にちゃんと触れられておりますことはお認めになりますか。

○藤枝政府委員 ただいま申しましたように今回の四つの局の新設というものは、決して人のためにやっているわけではございません。事務の実態を見まして、そうして局にすることがむしろ国民へのサービスのためによりよき処置であるという考え方でやりましたのでございます。もちろん全般的に申しまして、官庁の機構があまり複雑になることは、これは避けなければならぬ

せんが、また一面各省の実態からいたしましてどうしても局というような形で責任のある体制で、しかも国民へのサービスが向上するようにというような面から、局をお認めいただくような面も出てくるものと考えます。また一面、逆に今まで局であったものでも、その必要性のなくなったものは、整理をしていかなければならないと考えております。

○受田委員 私、お役所へときどきお伺いに行っておりますが、局長の魅力というものは相当のもので、自動車もいく、管理職手当もつけば俸給も上がっていく。こういうことで魅力のあることは間違いないはずで、だから次にだれが局長になるかといふことで、その順序にきた人は内心ほくそえんでおられることは、これは何人も否定できない現実であることは、長官といえどもおわかりだろうと思ひます。それがために設けるのではない。みな今度の各省の局長を作り、部を作る場合に、政府としてはそう御説明されるでしょう。そうしなければ趣旨が全うされないです。それから、しかしながら池田内閣総理大臣の施政演説においても、行政事務の簡素化がうたわれておる。それから行政審議会の答申においてもうた

わられておる。こういうときに、たとえ

るために職を設ける傾向が見られる、こううたっておるわけなんです、原因の一つとして人のためにポストが与えられる。だから機構の簡素化、複雑化を招いてはならぬ、こういうことが行政審議会の基本的態度であって、あなたの今のお説のただ運営の問題などというように問題でなく、機構の問題にちゃんと触れられておりますことはお認めになりますか。

○藤枝政府委員 もちろん行政審議会の答申には、機構の点まで触れておられます。ただその根本は、やはり国民に対して複雑な事務を押しつけないために簡素化していく。簡素化していくために機構として、どういふ機構がよろしいかといふことをうたっておられるものと考えておる次第であります。

○受田委員 私、お役所へときどきお伺いに行っておりますが、局長の魅力というものは相当のもので、自動車もいく、管理職手当もつけば俸給も上がっていく。こういうことで魅力のあることは間違いないはずで、だから次にだれが局長になるかといふことで、その順序にきた人は内心ほくそえんでおられることは、これは何人も否定できない現実であることは、長官といえどもおわかりだろうと思ひます。それがために設けるのではない。みな今度の各省の局長を作り、部を作る場合に、政府としてはそう御説明されるでしょう。そうしなければ趣旨が全うされないです。それから、しかしながら池田内閣総理大臣の施政演説においても、行政事務の簡素化がうたわれておる。それから行政審議会の答申においてもうた

わられておる。こういうときに、たとえ

るために職を設ける傾向が見られる、こううたっておるわけなんです、原因の一つとして人のためにポストが与えられる。だから機構の簡素化、複雑化を招いてはならぬ、こういうことが行政審議会の基本的態度であって、あなたの今のお説のただ運営の問題などというように問題でなく、機構の問題にちゃんと触れられておりますことはお認めになりますか。

○受田委員 行政審議会は今の長官の御発言を返すような答申をしておるの

でございまして、すなわち機構の簡素化を阻害し、複雑化を招く原因として、

るために職を設ける傾向が見られる、こううたっておるわけなんです、原因の一つとして人のためにポストが与えられる。だから機構の簡素化、複雑化を招いてはならぬ、こういうことが行政審議会の基本的態度であって、あなたの今のお説のただ運営の問題などというように問題でなく、機構の問題にちゃんと触れられておりますことはお認めになりますか。

○受田委員 行政審議会は今の長官の御発言を返すような答申をしておるの

でございまして、すなわち機構の簡素化を阻害し、複雑化を招く原因として、

るために職を設ける傾向が見られる、こううたっておるわけなんです、原因の一つとして人のためにポストが与えられる。だから機構の簡素化、複雑化を招いてはならぬ、こういうことが行政審議会の基本的態度であって、あなたの今のお説のただ運営の問題などというように問題でなく、機構の問題にちゃんと触れられておりますことはお認めになりますか。

○受田委員 行政審議会は今の長官の御発言を返すような答申をしておるの

でございまして、すなわち機構の簡素化を阻害し、複雑化を招く原因として、

るために職を設ける傾向が見られる、こううたっておるわけなんです、原因の一つとして人のためにポストが与えられる。だから機構の簡素化、複雑化を招いてはならぬ、こういうことが行政審議会の基本的態度であって、あなたの今のお説のただ運営の問題などというように問題でなく、機構の問題にちゃんと触れられておりますことはお認めになりますか。

○受田委員 行政審議会は今の長官の御発言を返すような答申をしておるの

でございまして、すなわち機構の簡素化を阻害し、複雑化を招く原因として、

るために職を設ける傾向が見られる、こううたっておるわけなんです、原因の一つとして人のためにポストが与えられる。だから機構の簡素化、複雑化を招いてはならぬ、こういうことが行政審議会の基本的態度であって、あなたの今のお説のただ運営の問題などというように問題でなく、機構の問題にちゃんと触れられておりますことはお認めになりますか。

○受田委員 行政審議会は今の長官の御発言を返すような答申をしておるの

でございまして、すなわち機構の簡素化を阻害し、複雑化を招く原因として、

るために職を設ける傾向が見られる、こううたっておるわけなんです、原因の一つとして人のためにポストが与えられる。だから機構の簡素化、複雑化を招いてはならぬ、こういうことが行政審議会の基本的態度であって、あなたの今のお説のただ運営の問題などというように問題でなく、機構の問題にちゃんと触れられておりますことはお認めになりますか。

○受田委員 行政審議会は今の長官の御発言を返すような答申をしておるの

でございまして、すなわち機構の簡素化を阻害し、複雑化を招く原因として、

るために職を設ける傾向が見られる、こううたっておるわけなんです、原因の一つとして人のためにポストが与えられる。だから機構の簡素化、複雑化を招いてはならぬ、こういうことが行政審議会の基本的態度であって、あなたの今のお説のただ運営の問題などというように問題でなく、機構の問題にちゃんと触れられておりますことはお認めになりますか。

ば環境衛生——私は環境衛生を大いに重視していくことは非常な賛意を表して、ただいま申し上げました通りでございますが、実際の運営において環境衛生部を公衆衛生局から離す場合に、局長を置くことによって局長決断で事が終わるので、部長、局長となるよりは行政が簡素化するという解釈ができるものか、局長を置くことが行政の簡素化どうか、機構の簡素化かどうか、このことを一つ伺います。

○山口政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、環境衛生部を局にいたしますと、責任単位としての行政機関の単位は一段階減ります。大臣の分掌事項を局長が分掌し、さらにそれを部長が分掌し、課長が分掌するという段階が、局長からすぐに課長というところで一段階減った、その面では簡素化されるというところは御指摘の通りであります。ただ横の関係でどうかということ、あるいは御懸念があるかもしれないと申しますのは、局全体としての数が多くなるといって、全体の統轄管理がどうかという問題があるかと思ひますけれども、これも厚生省の現状から見ますと、他にも通産省その他の例から見ても、大体責任大臣の統轄範囲として一局をふやすことについては、差しつかえないといふふうに判断をいたしております。

とすね。

○山口政府委員 筋道といたしましては、ただいま申し上げました通りでございますが、そういうことを総合的に見まして、それでは一個の段階が簡素化されるということが形式的に考えられましても、実際の事務の運び方がどうかということが、現実の仕事の内容、その量によって判断をするわけでありまして、形式論としては今申し上げましたようないわば一利一害ということでございます。しかしそういうことと見ても、機構が複雑になるのだということとは考えられないのではないかと申します。これを認めました理由はそういうことではございませんので、先ほどもちよつと申しましたけれども、環境衛生の事務自体の内容の中に問題がございまして、非常に環境衛生というものがいわばおくれにいます。今後やらなければならぬ仕事の量というものは非常に重要性を持っておる。従ってその責任者というものが、対外的にも内部の統轄管理の責任上から見ても、やはり今の行政機構の考え方でも、局長というランクに考えておりますものにはふさわしいということでございます。これは従来は部でやっておつた、それで絶対いけなかったのかといふところではございませんが、しかしながらどちらがよいのか、そしてなお動いておられますので、今後従来とは違つたという一段と環境衛生を充実していこうという前向きに見た状況から判断をいたしまして、総合的にそういう決定をいたしたわけでございます。

御指摘の運営の改善、行政審議会の答申の点につきましては、さらにまた

總理の方針につきましては、当然そういう機構のいかんにかかわらず、これは政府の全体の問題、各行政機関に通ずる問題として別に種々方策を講じております。能率関係の特別の官職につきましてはも考えておりますし、事務の運営改善は政府内部の問題として、目下真剣に各省と協議してやっております。それにつきましても昨年の十月十四日に、そういう方針を閣議で決定しております。さらに行政審議会でも機構の改善にも触れまして、これは単に事務量が增加するというものではなく、事務のやり方というものを検討して機構の改善はしろということになっておりまして、否定しておるわけではございません。ただ事務量がふえたからといって安易にふやしてはいけません、こういうことで私も今度機構を考へるにつきは、たくさん出て参りました各省の案を削つて、最後に四つだけしぼりました。つきましては、そういう中身の運営の方法をいろいろ考へた結果やつたわけでございます。

○受田委員 行政審議会はさらに問題の解決にあつては、重要なものは個別に行政審議会に諮問してこれを処理するものとするという答申をしております。局を一つ設けるというようにすることは、行政機構の改革におきましては重要な事項に入ると私は思ふので、これは行政審議会なんかで答申をすべきだと思ふのですが……

する、こういう考え方ででき上がつております。

○受田委員 これは民間の意見を取り入れた行政改革の推進、こういうことでありまして、結局環境衛生などというものは民間の方から相当強い要望が出ている。職業訓練などについてもそういう関係業者は局を設けてもらいたい。環境衛生局を設けるために、環境衛生部長であつた人が参議院に立候補されたこともある。そういうふうな環境衛生といふものは、非常に世論的に局にしてもらいたいという声が出ている問題であると思ふのです。そういう場合当然諮問に取り上げるべき問題である。これは問題点の解決にあつて重要な場合に入るのですがね。これはどうでしょうか。重要でないと思はれるのでしょうか。

○山口政府委員 私が申し上げましたのは第五次の審議会でございまして、第四次の三十四年に行なわれましても、當時ありました具体的な機構について触れておりますが、第五次にはその具体的な問題については全部触れておりました。それは基本的な問題として抽象的、一般的な答申をされたわけでございします。

○受田委員 第五次の答申の中に今の人事局の設置をうたつてゐるわけですね。

○山口政府委員 人事局は第四次に出してあるのでございします。それをただ文章の中で引用しただけでございまして、第四次の際にいろいろ具体的な案が出ました。その中に答申されたものを第五次の際にもう一度引用した、こういうことでございします。

○受田委員 ですからもう一度これは出ているわけですね。第五次に重ねて具体的なものが出ておるのです。この行政審議会というものをどの程度に行政管

理庁は見ておられるのか。各省の要望を押え切れずして、行政審議会の答申があつたにかかわらずついに押されて、土俵がわで押し出された、こういうことになるのではないのか。行政管理局の実力が薄くて、そしてこれは各省ともそういうことになつてくるのではないのかと思ふのですが、例の行政管理局設置法の第二条の第十一号の監察権、勧告権というふうなものでも、実際はおやりになつておられて、各省においてその言う通りを聞いていないか。つまり行政管理局の威信地に落ちるとまではないけれども、その地のちよつと上ぐらいのところまで落ち

たのではない。各省のセクト主義に押されて、知能高き方々がおられてもついに降参する、やむなく認める。こういうように毎年々々機構の拡充はされていくのですから、簡素化どころの騒ぎではない。どんどん拡充されている。御感想を承りたい。

○山口政府委員 できるだけ拡大したいように努力いたします。

○受田委員 私はこの際、全部各省に關係する問題ですから、人事院の御意見を伺いたい点がある。行政管理局は熱心に機構の簡素化、能率化をはかれる。ところがこれに振り当てられるのは人です。人のために局を増設するというような印象を与えてはならぬと行政審議会が答申しておるのでございますが、大人事院は毎年各級の公務員試験で相当の人を合格させております。ところがその合格者の中で、去年は制度を改正されて、上級職試験も甲種、乙種を設けられて、だいたい人材登用の実を發揮しようとしておりましたが、この問題で一つお伺いしたいのは、最近における公務員試験の合格者を何名にしておるか。その合格者を採る基準は、官庁の要請があればよいと採るのかどうか。それから最近において公務員試験に合格しながらも、せっかく目的とする公務員に就職しない、民間へ流れていく人が一体どれくらいなのか。そしてその公務員試験に合格した者の中で、成績のいい者が官庁へ残り、成績の悪い者が民間へ流れておるかどうか、その実情を伺いたい。

○矢倉政府委員 最近民間企業的好況に伴いまして、多数の学卒者が結局公務と民間の両方に分けて採用されていくことになるわけですが、最近

の一つの傾向として、かなり公務員に対する採用が困難だということが、一般的に言われておるわけでありまして、そういう中で人事院といたしましては、公務員にできるだけ優秀な人間が採用されることが、公務の運用上必要であるというふうなところから、昨年、そういった傾向にかんがみまして、甲種、乙種の試験制度を新設いたしましたわけでございます。そういった競争関係が非常に激しくなる中で、やはり公務員としてできるだけ優秀な者を確保したいという意図が、この制度に現れたわけでありまして、その実際の状況といたしましては、実は今御指摘の試験の關係について、成績の優秀な者が民間に採用されて、公務員試験に合格しても民間に逃げるのではないかとというふうな点でございまして、これは一つの実績を申し上げますと、ある程度御理解を願えるかと存じます。

数字を少しくあげますと、大体の数字は行政という試験区分によりまして、一番から二十五番までの者で、六人が採用されまして、辞退したのが十二人、大体その数字は少しく民間の方が高くなっておりますが、二十六番から五十番までが十七人、これになりまして辞退者が二人、五十一番から六十九番までが採用者が二人で辞退者が四人、こういうふうな数字になっております。それから法律は一番から五十番までが三十三名、辞退者が十五名、五十一番から百番までが八十八名、百一番から百五十番までが二十三名の採用で二十五人が辞退、百五十一番から二百番までが十六人の採用で、二十四人が辞退している。二百一番から二百五十番まで

が十四人で辞退者が二十六名、二百五十一番から二百六十二番までが採用が三名、辞退が三名、こういうふうな数字でございまして。技術者の方は、心理から述べていきますと、心理が一番から二十八番までの間は十七名の採用で、辞退が二名、数理統計になりまして、一番から十番までが六人の採用で辞退が三名、むしろ技術系統は上位者が多くそのまゝ公務員に採用になっておりまして、辞退する方が少ない。物理の方も十四人に対して二人、地質は九人に対して一人、電気は七人に対して一人、通信が九人に対して一人、機械が十六人に対して八人、土木が大体百三十五番まで拾って見ますと、六十九人が採用になって四十八人が辞退、建築が十四人に対して十八人、化学が三十八人に対して十三人、造船が一人と一人、金属が三人と一人、鉱山が七人と六人、こういうふうな数字をあげていきますと、大体の傾向といたしましては、比較的上位者が技術系統の方でも採用になりまして、むしろ民間企業に逃げる人の方が少ないというふうな状況でございまして。ただここでお断わりしておかなければなりませんが、やはり理工系は一般的な傾向として民間企業にかなり流れるというところから、受験者が若干減っております。このことは一つの傾向であります。

○受田委員 法律、行政關係の上位の合格者が大量に民間へ流れておる。そういう者の補充として試験合格者をふやしていくという方針をとっておるか。もうそういうものは民間へ流れることを計算に入れないで試験をやっておるか、お伺いしたい。

○矢倉政府委員 この一般的な傾向

を、当然私たちは合否の決定には考慮に入れなければなりませんので、大体合格者の決定の数字をきめますときには、各省庁における需要数というものを一応基準にいたしまして、その需要数にある程度の辞退率を見込みまして、合格者を決定するという行き方をとっております。従ってその辞退者の多くなる傾向が見られます限りにおきましては、合格者の数を若干増していくというふうな操作を加えております。

○受田委員 昨年の秋の試験にはどのくらいの操作を加えられたか。

○矢倉政府委員 大体昨年度の試験におきましては採用需要数を、一応各省庁の状況を見まして一まず拾い上げたわけでございまして、これに対して本年度は乙種試験というものを新しく設定しておりますので、その間の需給の關係に若干見通しが困難だという点もございまして、一応昨年度の大体二割増しというものを見込みの中に入れておったわけでございまして。

○受田委員 われわれの見方からするならば、この公務員試験の合格者はそれぞれの官庁に国民全体の奉仕者として、幹部職員として採用をさるべきものである。それが一応この試験だけ受けて貰ったとして、民間企業に採用してもらう。一つの何かおみやげを持って民間へ行くと優遇されるのだということにこれを使ってくれたのでは、これはまた問題なんです。公務員になるために試験をやっておるわけなんですから……そういう民間へ流れる。つまり試験は受けるが、民間へ流れることを予定しておるという人々を当て込んで試験をやっておったということにな

ると、人事院としてはまずいことになる。やはり試験を受けた者は公務員になる目的で、その目的に向かっていたいという基本方針を私は立てていくべきだと思うのです。そういうことを今後とも注意していただいて、各省の要求、そして優秀な試験合格者が公務員になっていくように、人事院としては御努力をお願いしたい。そこを御注文しておいて、この点については終わりたいと思います。

今度はちょっと関連するのですが、藤枝さん、これはあるいは官房長官の答弁の範囲に属するかもしれないが、一つこの機会にあなたにもお尋ねしておかねばならぬことがある。それは、これは各省設置法にも關係するし、総理府設置法にも關係するが、今度あなたのとこで、政府は内閣法の改正によつて國務大臣の定数を改めることをやめて、国家公務員法の改正に便乗して、附則に國務大臣の増員を規定しよう、そして総理府設置法の中の「総務長官は、國務大臣をもつて充てることができ」を「充てる」とする、こういうふうな御意思——人事局長を兼ねることになるのかどうか、まだ法案がどうなるのかわからないからよくはわかりませんが、こういう構想があることは、あなたも閣議に列席せられたお一人として伺っておられますか。

○藤枝政府委員 お話の通りでございます。目下国会へ提出いたしました国家公務員法の一部改正はそのようになつております。

○受田委員 これは一つの便乗主義に聞きたいことですが、それは次の法案で設置に關係した問題ですから伺います

る、はっきりと割り切って根本法の權威を保つという考え方にお立ちになるべきではないかと思うのですが、その点はあなたの御所見としては非常につら

た数は多くございませんが、年々引き揚げの關係のお世話の点もありますので、これらの点については、従来通り遺憾なく事柄を処理して参りたいと考

うに今踏み切られたと思うのです。戦後、復員庁、引揚援護庁、引揚援護局と漸次縮小されて、復員庁時代には長官は国務大臣が充てられた、そういう

力を注いで参りたいと思います。

○受田委員 引揚援護局の引揚を省くことで、機構が何か縮小したような印象を実際は受けるわけです。そういう

りますし、今後も検討いたしたいと思
います。とりあえずことしは環境衛生
局を設けることが、環境衛生行政をま
すます拡充していこうという方向から

最も適当なことを考えて、一応この環境衛生局の設置に重点を置いて考えた次第でございます。

○受田委員 私には公衆衛生をお考えになる場合に、そういう局を新設しなければならぬほど大きな公衆衛生局である場合には、局を作る前にまず次長制が作られて、それから局が作られるというのが順序だと思ふのです。機構的に次長を必要としないような局から一挙に新しい局が生まれるというのは、順序として飛躍していると思ふのです。これは行政機構を検討される場合に、新しい局の——職業安定局もそうです。訓練部という局になるほどの部をかかえている。こういうところに次長がいる。その次長でしばらく間に合せて、しかる後に局長を作るといふのなら、われわれも一応納得できるのですけれども、一挙に次長のおらぬ局を別に作り出すというのは、一段階飛躍のやり方じゃないかと思ふのです。どうですか。私の法理論にあなた方は賛成できますか。

○高田(浩)政府委員 お話のような考え方もあるとは思いますが、御存じの通り、これは受田さんよく御存じのように、環境衛生の關係は昭和二十四年の機構改革の機会に公衆衛生局と予防局と二つありましたのを、私の方から見れば無理々一本にいたしまして、そのかわりに公衆衛生局の中にこの環境衛生部を作った、こういう経過になっております。その後環境衛生の事はこれも十分御承知のように非常に増高して参りましたし、人員、予算も非常に多くなつて参りましたので、この際局にしていただくことが適當である、かような考え方に立つたわけでございます。

○受田委員 時間の切迫を私も感じます。その御協力をいたします。

そこでもう一つ厚生省の改正案の問題で、改正の第四点の医療制度調査会を一年延ばすということがあります。全国の医療制度調査会に關連して、全国の医療者の医師と歯科医師の数を算定しているのかどうか。医師を養成する国公立大学医学部の定員は現状でいいのかどうか、こういう点について御答弁願ひたい。

○黒木説明員 全国の医師の免許所有者数は九万九千八百七十六人でありまして、このうち九二・五%が診療に従事しておる臨床医師でございます。医師数は毎年人口増加率を上回る、年間二%ずつくらいの増加をいたしております。

そこでこの数字を基礎にして医師の需給關係を推計してみますと、次のようになります。供給の側におきましては、年々の新規医師免許取得者が約三千四百人となる見込みでございます。なおこれに關連しまして医科大学が四百十六ありますが、この定員は二千八百名でございますが、定員外の学生を収容いたしまして、先ほど申しましたように三千四百人前後が毎年卒業し、九八%程度が國家試験に合格するといふことであります。ところが一方老齡その他によつて死亡する者、あるいは離職の現象がありまして、これが年々千二百人でございます。従つて医師の毎年の増加数は約二千二百人程度でございます。この計算で参りますと昭和四十年には、実際の医師数は大むね十一万三千人程度になるのでございます。一方医師の需要の側におきま

ては、昭和四十年までの医療機関整備計画というものがございまして、四十年までに相當数の病院や診療所を整備されることになりまして、これに見合ふ医師の必要数を算定いたしますと、全國的にはおおむね過不足はない。医師の需給はおおむねバランスがとれるという状況でございます。もっとも僻地等の地域におきましては、医師が不足するといふ現象もございまして、これでも、全國的に見ますとそういう關係でございます。

○受田委員 公私立医科大学の学生が非常に多額の寄付金を取られてゐるわけですが、そういうような学生の勉学にも金が伴うというような形が、ここでは最も激しいわけですね。そういう形で医師を養成するといふよりは、もう少し国が基本的に医学部の生徒を安心して勉強できるように、医療施設に大補助をするという努力をしていただかなければならぬという問題が一つと、もう一つは、大体医師の需給關係について昭和四十年の見通しをお話ししたのですが、今度医療制度調査会でも問題になると思ふのですが、後進國、東南アジアとかアフリカとかいふ後進國に對して、お医者さんをおらぬばかりに、アフリカなどは平均年令が三十才だそうですね。ちよつと医療を施すだけで人間として長生きができる。こういう人々、民族を愛するといふためには、これらの國々にもっと進歩した医療力を持つてゐる日本の医師を派遣

するといふ意味からも、別の角度からこれらの國々に応援する医師を養成することを、國策とすべきではないかと思ふのです。これは政治的な点になりまうから、國務大臣である方々の御答弁が願ひたい。藤枝さん、近くなれば私がお考えであることに対する御答弁を願ひたいと思ひます。

○藤枝政府委員 私が答弁申し上げるのが妥当かどうかかわからないのでございますが、ことに医学部に学ぶ学生が相當お金のかかることは、ただいま御指摘の通りでございます。こういう点については、さらに關係当局と十分協議をいたしまして、優秀な人が医師になれますように努力をいたしたいと考えております。また東南アジアその他につきましても、医療援助の問題は、すでに一部は実施をいたしておりますが、今後とも十分考へて参りたいと思つております。

○受田委員 いま一つ最後に、改正案の一つとしてこの病院管理研修所の名稱を管理研究所に改める。修の字を究にする、こういうこまかいことでございますが、一応法律になつて、すでに一般に研修所で通用してゐるところを研究所に改める必要——おさめるのときわめるのとどこか違ふのか、私にはよくわからないのでありますが、なぜこ

とさらに修の字を究の字にするために法案を出したのか、お答えを願ひます。

○黒木説明員 實は病院管理研修所は現在のところ定員が五名でございます。現在、所長も併任でございます。主事一名がおりまして、その他事務を補佐しておるといふような非常に貧弱な状態

でございます。これは從來病院管理につきましては、病院の管理者にすつかりおまかせして、行政官庁としては何らそういう面の介入をしないという建前であつたのでございますが、戦後進駐軍の示唆によりまして、病院管理というものがわが國では中世のような段階だから、何とかそういう方面を近代化する必要があるといふことで、やつて

おつたのであります。昨年の秋から病院ストが頻発をいたしまして、やはり病院の近代化を急がなくてはならぬといふようなことから、どうなつておりますが、病院管理の近代化についての研究なり、あるいはその結果をいろいろ研究して、管理者の教育をするという要に迫られて、實は定員五名を今回は十四名にいたす。そして管理

学部というふうな部制をしきまして、こういう病院管理の研究面の強化をはかりたいといふような実体的な意味があるのでございます。

○受田委員 研究面も研修面も両方あるわけですから、修を究にしたって——これは各行政機構の中でも一々指摘してもいいですけれども、研修所として置かれてゐるところでも膨大な組織のところもたくさんあるわけですね。研修はみがかさる。一方はみがかさる。同じことではありませんか。一般に通用してゐる言葉である研修から研究になつたといふような、何か飛躍的な機構上の変化があつたわけではなくて、結局は人間がふえていただけです。それも五人が十四人にふえたといふ、まことにささやかな変更なんです。そういうところで名稱を変更する必要があるかどうか。厚生省が法律を

通して、その法律の名称に基づいて一般に周知徹底されておりますものを、また修の字を究の字にするのは、私はどうかと思うのです。

●黒木説明員 確かにお説のような考えもあると思いますが、従来厚生省のこういう外部の研修機関、研究機関の発展の過程を見ますと、最初研究所的なものからだんだん研究所的なものになるのが発展の過程でございます。特に病院管理につきましては、最近医科大学におきまして病院管理学というよう

な講座も現われて参りまして、それを実際の行政に移す研究というものが非常に重要になって参ったのでござい

ます。研修の面では、最近では関係団体、たとえば医師会等におきましても病院課を置きまして、そういう研究に基づきました結果を、院長さん初めいろいろ病院の管理担当者に授けたいように、外郭団体の活躍も相当活発になって参りました。そういう情勢でありますので、研修よりもむしろ同時に研究部門を相当に深める必要があるというような時代の必要に即応して、こういう実体的な改革を意図したわけ

でござい

ます。

●受田委員 お尋ねいたしますが、研修と研究の相違はどこにあるのですか。

●黒木説明員 研修というのは、いわゆる訓練と申しますか、トレーニングという方でござい

ます。研究の中には研究も含まれていると思うのです。

●高田(港)政府委員 言葉の使い方としては、お話のような点があるかと思

いますが、実際の面を見ますと、従来病院管理研修所においては、先ほど医務局の次長から申し上げましたように、非常に日本においてははくられた、認識せられない世界に踏み出して、きわめて少数の人間で講習をつかさどることを中心にしてやってきました。実際にやってみますと、病院管理の面において研究しなければならぬ点が多

常に出てくる。これらの点について実際に十分の力が注がない体制になっておつたのを一つ反省をいたしまして、十分研究し、研修も従来にも増して充実をしていきたい。この機会に厚生省としては、そういう場合は大

体において研究所という名前を使つてお

りますので、その通例の名称に従つて改称をしたらということ、御提案

をいたしましたのがその趣旨でござい

ますので、一つその辺の事情を御察

いは研修する者もおれば研究する者もある。それで研究だと言われるが、研修としておいても研修する者、研究する者、どちらでも同じじゃないですか、両方があるのですから……。

●高田(港)政府委員 確かにお話のよ

うな点もあると思ひますけれども、仕事の重点の置きどころということもござい

ますので、御了承いただきたいと思

ひます。

●受田委員 この問題は、各省にまた

がって名称の用い方にいろいろと不統一があると思ひますので、お役所の同

類のところと比較してやるなら、初め

から研究所にしておいてもらえばよかった。今から研究所に変えるという

のはおそい。

最後に一間だけ、職業訓練局のお仕事の中に公共職業訓練と事業内職業訓練とを分けておられるのですが、どう

いう重点の置き方をされておられるかお聞きして、質問を終わりたいと思ひます。

●有馬説明員 現在の訓練法では、公

共職業訓練と事業内職業訓練と二本立

の訓練体系を考へておりますが、公共

職業訓練と、それから外郭団体の事業団が

経営する総合訓練所、こういうものを公共職業訓練所、事業内職業訓練とい

うのは、民間の企業が自分のところの

従業員を養成、訓練するために訓練所を設置する場合に、その訓練所を事業

内職業訓練所、こういうふうにしており

ます。公共と事業内と二本立て訓練

を行なっております。

●受田委員 今労働省はその両方にお

ける重点的な施策に、何を持っておら

れるかをお聞きしているのです。

●有馬説明員 私どもとしては両方と

も拡充強化していこうという長期計画

を持ってやっております。と申します

のは、公共だけではもちろん十分で

ございませんし、また本来自己の従業員

に對しましてはその企業が後継者の養

成をするということが、欧米の例に徴

しましては原則でござい

ます。わが国ではむしろそちらの方面が

おくれである現状でござい

ますので、今後

の長期的な計画といたしましては、公

共と事業内と両面にわたる拡充強化を

していきたいと思います。

●受田委員 病院から退院する段階

できたいわゆるアフターケアの立場の

人々、この人々に対して病後における

職業訓練、これはどっちに入るの

ですか。

●有馬説明員 これは身体障害者の職

業訓練所としまして、公共職業訓練の

部類に入ります。

●受田委員 昨年通つた身体障害者の

優先雇用の性格を持つ法律に基づい

て、事業内の職業訓練の中で、この民

間の企業の中に身体障害者を優先的に

一定の限度において採用するというこ

とになっておる。そういう場合には事

業内においてもこういう問題が考えら

れるのじゃないですか。

●有馬説明員 昨年できました身体障

害者の雇用促進法によりまして、適応

訓練といたしまして、身体障害者の雇用

を促進するために一定の補助を事業主

に与えて、一定期間訓練をお願いす

る、そうしてでき得べくんば引き続い

て正當雇用に切りかえるという助成措

置をとっております。

●受田委員 従つてこの問題は両方

にまたがることになる。実際に身体障

害者があつて法律ができて以来重く用

いら

れておるかどうか、その御報告をお願

いしておきます。

●木村説明員 身体障害者の雇用促進

法につきましては昨年十二月一日、政

令、省令の関係規定が公布せられまし

て、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

かいて、それ以来この法律の完全実施に向

これは一定の雇用率以上となるように努力を要請しておるわけでございまして、努力中でございますが、これにつきましては安定期におきまして安定期の職員が必要なるリフレット等を配付いたしまして、ここにも持つてきておりますが、そういったものを配付いたしましてこの趣旨を説明いたしましたので、雇用率というものが設定せられたので、支障ない限りこの雇用率以上になるように採用していただくよう、回って雇用主訪問ということをやっておるわけでございます。

それから適応訓練につきましては、昨年十月から始めております。これは昨年度五百万円の予算が入りまして、現在三百二十五名の身体障害者を各事業場に訓練を委託しております。そうして旋盤工とか各種機械組み立て工、印刷、木工、縫製等を現在実施中であります。この適応訓練につきましては、昭和三十六年度はそういうような職種について予算が通過いたしますれば一千万円の予算にふくれ上がりまして、これによりましてさらに規模を大きくしてやっていきたい、かように考えておるわけでございます。

それから何と申しまして身体障害者の雇用促進をするには、安定期の職員がほんとうに身体障害者の身になって活動しなければならぬわけでございまして、これがためにはその身体障害者の仕事を専掌する職員を職業紹介官というもののなかから選出しまして、それに対して特別な講習を実施する計画であります。なおまた一般の民間の協力を得るために、全国に職業安定協力員というものを二千名労働大臣が委嘱いたしましたので、そうして安

定所になかなかない身体障害者というのに対して、いろいろ職業相談に応じたり、求職の取次をしたりというふうな、そういった職業安定協力員というふうなものを委嘱しております。

●受田委員 よくわかりました。非常にPRがよくできています。私はPRだけでなく、各企業が各企業内にどれだけの身体障害者を雇用したか、その実績を聞きたいのですが、実績を今お持ちでないなら、これはおまな各企業社別に、法律ができて以来どう採用の仕方をしていくかという、各会社にお知らせされた結果を資料として御報告をお願いしたい。それから今後とも今のPRをまじめに実行するように、訓練局ができたならば一そう奮励努力されることを希望しておきます。

それに関連して、国家公務員で身体障害者で採用試験にも通っておる者があるか、そうして現実にこの雇用法の実施とともに身体障害者が官庁にも用いられておるかということをお伺いして、質問を終わります。

●藤枝政府委員 数字はつまびらかにしておりませんが、採用いたしております。

●受田委員 その数字を出して下さい。

●久野委員長 次に田口誠治君。

●田口(誠)委員 時間が迫っておりますので、端的に申し上げていきます。日本の環境衛生についての貧困さということはお認めになっておると思う。それでこういう点について大きくここで働きかけをしていただき、また広げてもらおうということについては、私は希望するところであるわけです。ところが今度の環境衛生部を廃止して環

境衛生局に昇格せよというこの案でございますが、先ほどの質問者に対する御答弁からいいますと、現在のところでは課が十二ある、早い話でいいますと、十二課を持つておるところがない。これをまず二つに分けて、それぞれの職務を充実していきたいというお考えのようでございしますが、今度お分けになる環境衛生局の人員というものはどのくらいになっておりますか。

●高田(浩)政府委員 九十八人になる見込みであります。

●田口(誠)委員 環境衛生の審議会というものが各都道府県にあるわけですが、この活動がどのようにされておるかという、実際のところの審議会というものはできておっても、仕事をやっておらないということなんです。これは日本全国のうちには相当実績を得ておるところもあるかもしれませんが、でも、大体私の把握しておるところを見ますと、実績が上がっておらないという事です。便法的にこういうものが法律化されておるのだから、とにかく審議会を設けて、審議会を開くのだというので、審議会は開いておられますけれども、実際に開いてその実績というものが上がってこない。こういうことから、大体一年でどのくらい審議会を開いて、どのようなものが上がってきておるか、また審議会に基づいての施策というものがどのようにとられておるか、この点について詳細に承りたいと思います。

●聖成説明員 先生のおっしゃいます各都道府県に環境衛生審議会が置かれておるといってお言葉でございますが、これは先年、昭和三十一年にできました

た環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律、この審議会かと存じますが、これは中央に適正化審議会があり、各都道府県に適正化審議会が置かれておりまして、これは理容、美容、クリーニング、興業場、こういった十七業種のいわゆる環境衛生関係営業の組合がございまして、そしてこれらの料金の規制あるいはまた営業方法の規制、こういうようなことをいたしますのには適正化基準の認可を知らずから受けることができません。それをかけるのがこの審議会でございますが、これが発足いたしましたから、まず中央で各業種の連合会が適正化基準の認可を厚生大臣から受けるということに相当の時間がかりまして、一番最初に、一昨年の三十四年の十月にクリーニングと理容の適正化基準の認可が行なわれたわけでありまして、ですからそれまでの間は地方の審議会は全然動いていなかったわけです。その後こうした中央の基準がきまりましたので各府県の組合が理容、クリーニング等について適正化基準の案を作りまして、県知事の認可を受くべく申請を出して、これが審議会にかけられた。従いまして県によりましては、まだ組合からその申請がないところは、この審議会が全然開かれないということもあり得るわけでありまして、現在多数の県におきましては、理容、クリーニングに続いてパーマネットの適正化の基準の申請が出ております。いずれも審議会にかけられまして審議が行なわれておる、こういう状況でございます。

●田口(誠)委員 いずれにしても環境衛生については実績が上がらなければならぬわけなんです、ただいま御

答弁のありましたように、三十二年の五月に、二十六国会ですか、できましたから三年目なんです、三年たつておりますけれども、実績を見ますと、この法の目的に沿っておらないというのが実態なんです。できた当時はそれが実態なんです。ですから組合の総指導の上に立て、この法の目的を達成しようとして組合が結成されて努力をしかけたわけなんですけれども、いずれにいたしましてこの法の内容を見ますときめ手がないのです。ね。こういうところから、中には組合から脱退をしていく、または組合がぶれる、組合ができておっても機能を發揮しないというふうな実態にあるわけなんです。従ってそのことは即環境衛生そのものが強化されておらないということなんです。だからこういう点についてお気づきになっておるかどうか。

●聖成説明員 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の問題につきましては、運営が非常にむずかしいことは事実でございます。同時にまた審議会が、御承知のように関係官庁、学識経験者のほかに業界代表、さらに消費者代表、こういう組織になっております。これは事が非常に国民生活と関係の深い重要な仕事の料金を規制するということになりますので、どうしても慎重に審議会を御検討を願わなければならぬという性質のものだと思っております。それが法律施行後、適正化基準が認可になり、続いて各府県の適正化基準が認可になりますので、それが相当な時日を要しておる原因でございます。それで業界の方からも先生のおっしゃいましたような要望がい

濁防止法を作っていたにつきまして、それが経済企画庁の所管で関係各省がこれに協力いたしまして、逐次公共水域の汚濁を防止していくという線に進んでおるわけでございますが、煤煙問題あるいは騒音の問題等は、目下私どもで、きょうも実は開いておるのでござい

います。厚生大臣の諮問機関として公害防止調査会というものを設けまして、ここでいろいろ実情を検討し、そして将来は何か公害防止法といったようなものを作っていく必要があるのではないかというふうなことで今研究しておる、こういう状況でございます。

○田口(誠)委員 尿の処理場でございますが、現在小まではいきませんが、中、大の都市は全部処理場を持つておると思うのです。ところがこれがだんだんと人口がふえて、今まで作った規模では追いつかないようになって、そしてその中で——これはどこが許可をしておるのかどうか知りませんけれども、自治体でなしに民間の人たちが株式のような格好で……(「最前その質問はあったよ」と呼ぶ者あり)「ちやちや入れぬようにして下さい。(「ちやちやじゃない。さっきと同じことなんだ」と呼ぶ者あり)それが先ほどと同じか同じでないか、最後を聞いてもらわなければわかりませんが、実際に金を取って尿をくんでいて、夜になるとどこかの芝っ原へ持っていったり、いろいろそういう不法な処理の仕方をしておるのです。こういうものの取り締まりというふうなものになされておらないということなんです。そこでなぜこういうものができるかといえば、現在持っておるところの都道府県の処理場というものの規模が小さ過ぎるということなんです。それで今度これを作ろうとすれば、結局金の問題になるわけなんです。金の問題になれば、地方自治体ではどうしても中央からの助成を大きく取らなければならぬということになるので、こ

ういう点に対処するところの恒久的な対策として、どういうふうにお考えになりますか。

○聖成説明員 先ほど山内先生の御質問でお答え申し上げたわけでございまして、恒久的な対策として下水道の整備、それからくみ取り屎尿につきましましては屎尿処理施設を整備して参るということで、おのおの十九年計画を立ててやっておるわけでございまして、現状は先ほど来何べんも申し上げますように、先生は大、中の都市は施設を持つておるとおっしゃいましたけれども、大は別として中程度では、持っていないところがまだ相当にあるわけでございます。そこでこれを早く整備することがたまたま非常に緊急な問題になっております。この関係の予算としましては、三十五年度補助金が五億五千万でございしましたものが、三十六年度は七億四千万、起債は前年度十七億、今度は三十億という工合に補助金、起債もかなり増額いたしましてこの施設の整備を促進する、こういうことになっておるわけでございます。

○田口(誠)委員 そうしますと今年度は結局どの程度できるのですか。その前に現在の十以上の都市で——十万ではちょっと線が工合悪いですか。十五万でいいです。十五万以上の都市で、まだ処理場を持つていないところの程度あるって、それに対してどの程度の……(「同じことを何べんも言うな。最前その話ばかりだった。同じことを同じ党派から二へんも三べんもくどくど聞くやつかあるか」と呼ぶ者あり)「私が聞きたいのだ。(「速記を見なさい」と呼ぶ者あり)委員長に申し上げますが、途中からああいうちやちやを入

れてもらうと質問がなかなか長引いて早くできないわけなんです。そういうような点については当然委員長の方へ言ってもらって、委員長から正式に私に言うてもらいたい。横の方からごたごたちやちやを入れてもらっては質問が困る。

○久野委員長 御静粛に願います。田口君に申し上げますが、先ほどあなたが退席中に同僚の山内委員から詳細にわたって質問がなされ、それに対する政府側の答弁もありました。でありますから同様の質問事項については、でき得る限り一つ簡潔にお願いいたします。

○田口(誠)委員 委員その点は了解をします。それで、おらなかったからわかりませんので委員長にお聞きをいたしますが……

〔発言する者あり〕

○久野委員長 御静粛に願います。

○田口(誠)委員 この厚生省の問題についてまだ質問の出なかったところはどことどこがあるか。(「つまりらぬことを聞くな」と呼ぶ者あり)いや、私ははじめに委員長の言われることをそのままだりたから申し上げておるのであって……

〔発言する者あり〕

○久野委員長 御静粛に願います。

○山内委員 ちょっと議事進行についてお願いいたします。なるほど今の田口委員の質問の中には、私の質問と重複する点もありますけれども、本人がおられなかったのですから、私とちょっと打ち合わせしまして、重複のない点を質問してもらおうようにして議事進行に協力したいと思っておりますが、ちょっとの間待っていただきたいと思

います。

○久野委員長 次に杉山元治郎君。○杉山委員 農林省設置法の一部改正案について、一言伺いたいとおきたいと思ひます。農業に関する研究機関の再編成、こういう一項が提案理由のうちにございまして。これは機構の改正もけっこうなことだと思ひますが、むしろその機構の内容の方が一そう重大だと思ひます。農業は土壌を離れてはございせん。そこで土壌に関する根本的な研究はどこでやっておるか。もちろん農事試験場がやられるのでありましようが、これは農地局が扱うのか、あるいは振興局が扱うのか、どちらで扱うのか、こういうことをまず第一に伺っておきたいと思ひます。

○増田(盛)政府委員 農業に關します土壌に關する試験研究でございまして、これはまず行政部局の關係をお話し申し上げる前に、御理解願うために便利であらうと思ひますので、試験場の現状を申し上げます。現在はこの基礎的な研究は、主として西ヶ原にある農林省農事試験場の化学部が担当いたしております。しかし応用的な研究に關しましては、八地域に地域農業試験場がございまして、北海道から九州ブロックまであるわけでございまして、そこに土壌關係に關する研究室その他がありまして、そこで担当いたしておるわけでございまして。そうしてこの關係に關しましては、林業の土壌等に關しましては關係がございまして、こういう面とも連絡をとって研究をいたしております。そこで実は今回の設置法の改正を提案する前の情勢でござい

ますが、現在農業技術研究所並びに各ブロックにあります農業試験場の關係

は、振興局が所管いたしておるわけでありまして。これと関連します林業土壌の問題は、林業試験場でございまして、これは林野庁が所管いたしております。

○杉山委員 その根本的な研究は西ヶ原の試験場だということでありまして、御承知のように昔と申しますか、だいたい前には、全国の土性図というものができておりましたが、その後変わった土性図というものができておりました。

○増田(盛)政府委員 先生のお話になりました以前ということはいふ古い時代だと思ひますが、その後、後の試験研究機關はもちろ、県の試験研究機關に關しまして、その後の新しい科学の進歩に即応いたしまして、新しい高度な技術に基づきます土壌の区分あるいは土性図の作成等に着手いたしておりますが、現在はまだ進行中でございまして、部分的に、完成した地区もあり、いまだ調査中の地区もあるという状況でございまして。

○杉山委員 残念ながら全国の土性図がまだできておらないということでありまして、できた部分だけでも見せていただきたい。

今お話のようにだんだん——私の言っているのは古いかも知れないが、御承知のようにリービッチが窒素の実験をしてから今年までで約五十年ぐらひになると思ひますが、そのうち隣接、カリが発見されて、こういう農業の三要素が発見されて、ほんとうにこれがうまく農業用に活用される、ということをよくしていくのには、御承知のように土壌には、いわゆる人間の人体には細胞と細胞の間にコロイド

があるように、土壌にもやはり土粒と土粒の間にコロイドがある。その土壌コロイドというものの関係がよくわかってこなければ、土壌の区分という問題もよくわかってこない。こういうような土壌コロイドの問題について、どういふように研究がなされておるか。私はかつて数年前であります、いわゆる土壌の権威者である麻生博士にコロイドの研究はどうなっているかと聞いたところが、残念ながら日本にはまだ完全なものができておらないという回答であつたのであります。その後においてどういふような状態になつておるか。今度の研究機関の再編成をするという場合に、西ヶ原でそういう土壌コロイドの研究がなされておるか、どうか、どういふ成果が出ておるか、そういうような点についてお聞きしたい。

○増田(盛)政府委員 ただいまの土壌膠質物質、コロイドの御質問でございますが、きわめて専門的な御質問でございますので、私どもの方の今泉研究調整官に詳細に御説明いたさせます。

○今泉説明員 今先生のお話の土壌の膠質物について簡単に御説明申し上げます。土壌が生産をする母であるといわれているのは、土壌のうちで今の土壌膠質物が非常に関係を持つてございします。しかしこの土壌膠質物の研究は、どちらかというと戦後非常に発展をして参りました。特に土壌膠質を作つておられますところの粘土鉱物と申しますクレミネラル、もう一つは腐植でございますヒューマス、これが両方相関連して土壌膠質を作つておるわけでございます。この問題は非常にむずかしい問題であると同時に、生産

上の非常な重要な土壌要因でございますので、今局長がお話し申し上げましたように、農業技術研究所が中心になりまして、世界的に相当の連携をとりまして研究を進めて、相当の成果を上げることに期待をし、自信を持つております。

○杉山委員 今土壌コロイドの研究をして、この試験場がそういう研究をされておるのですか。

○今泉説明員 今の御質問につきましては土壌膠質そのものの、いわゆる非常に基本的なものは西ヶ原の農業技術研究所が担当いたしております。これは非常に精度の高い器械で、非常な研究水準の高い研究に属しますので、これは西ヶ原の農業技術研究所がかなり一手に引き受けるような態度で実施いたしております。しかしそれが生産と結びつくような実用場面につきましては、先ほども局長からお話し申し上げましたように、八つの地域農業試験場がございまして、これは県よりはやや段階の高いといひます。基礎と実用とのちょうど中間ぐらいなところを研究いたしておる試験場でございます。この八試験場が中心になつて実施いたしております。

○杉山委員 地域農業試験場で土壌コロイドの研究を実際にやつておるといふお話であります。残念ながら行つてみてその実績がないといふことを拝見するのですが、私はもうこれ以上追及いたしません。こういうような実業の基本である問題を、特に土壌コロイドのような根本的な問題について十分な研究がなされていかなければ、機構の改正も必要であるし、制度

の改正も必要でございますけれども、こういうような研究機関の再編成をするとき、そういうような問題をもっとほんとうに、また実際にこれがわれわれ百姓にも実用のできるような研究をしていただくように、私は希望してやまないのであります。もう多くを申し上げません。あと質問者もおりますから、これだけ申して終わることにいたします。

○久野委員長 田口誠治君。

○田口(誠)委員 もう時間がございせんので、最後に一点集約的な質問を申し上げて、それに対して責任のある回答をしていただきたいと思つたので、それで最初に申しましたように、現在の環境衛生関係については、今の日本の実態を諸外国と比較してみますと、非常に貧弱であるので、これを整備するために局に昇格をして、そうして大きく先進国に沿つた状態を作り上げようとするものについては、これは異議がないわけでありまして、これにつきまして私が一応衛生小六法をずっと見まして、各企業のあるを見ますと、これは省の方でどういふようにおやりになるのかどうかかわりませんが、たとえば旅館業法関係なんかは県の方で認可をしたり、また必要な注意を行なつたりするようになってゐるのです。ところが今旅館業法一つ言いましたけれども、これは興行場の関係でも、公衆浴場の関係でも、理髪の関係でも、どの関係でも法律に沿つたようなものができておらないといふことなりました。この指導を県にまかせきりにしておつては、幾らここで法律を作つてみても、ここでいろいろ審議をしてみても何もならないといふことにな

りますので、こういう点について、県と厚生省のこういう問題に対する対策を今後どのようにされるかといふこと、この一点に尽きると私は思つたので、それを一つ責任のある回答をしていただいて、私は時間がある回答を以て質問を終わりたいと思つたのです。

○聖成説明員 今旅館業法を例におあげになりました。県がやることになつてゐるけれども、法律に定められておる施設がないじゃないか、こういうようなお話でございしましたが、おそらく施設の衛生設備その他が十分ではないか、こういう御趣旨かと思つたのです。が、最近私どもの方ではこれらの施設の基準、一例をあげてみますと、床屋については電気バリカンというものはとても消毒薬で消毒といふことはできませんので、こういうものは紫外線照射、紫外線殺菌灯のようなものでも使つて消毒をやらせるといった方式のものを含いろいろ検討いたしまして、全国の府県にそういう施設の基準といふものを示しまして、そして全国的なデイベロップをはかつていこうといふことでやつておるわけでございます。そういうようなわけで、法律を府県にまかせきりである、中央の方で何もかまわれないといふことでなくて、全国的なレベル・アップをはかつていこう、かような考えで実はやつておるわけでありまして。

○久野委員長 次に受田新吉君。

○受田委員 きょう四つの法案を上げることになつてゐるわけでありまして、それが、それなら私、沖縄に関する例の法律に対して、一言だけ質問をして、短時間に終わりますから、御協力を願ひたいと思ひます。

今度できるこの沖縄の農業技術改良及び電信電話関係に必要な物品、設備の譲与に関する法案は、私たちとしては同じ同胞である沖縄の住民に対するはなむけ、サービスとして、本質的には非常に賛成をします。ただ問題は、沖縄はアメリカの施政権のもとに置かれておる地域であつて、日本の施政権が現在及んでいない。従つて沖縄の住民に対しては、施政権を有する米國政府が、米國の住民と同等のサービスをしなければならぬのが原則だと思つたのでございしますが、私の考え方は間違つてゐるかどうか、政府の御答弁を願ひます。

○農林政府委員 お言葉の通りでございます。まして、施政権を持つておる米國政府が、沖縄の住民の民生安定あるいは経済の発展に努力すべきことは当然のことだと思ひます。また現実一九六一年度においては千三百万ドル程度の費用を使ひまして、そうした面にアメリカ政府が支出をいたしておるわけでございます。

○受田委員 しかしながら沖縄で先般大暴風雨の被害があつたときの救済対策なども、あの窮乏な住民が訴えた現実に照らしてみても、アメリカ政府がとりつぱな施策を行なつてゐるとは断言できません。また一般社会保障の問題においても、米國の住民と著しくかけ離れた待遇がされてゐることも、沖縄の住民たちが深刻に訴えてゐるところです。米國の住民が享受してゐるところの福利厚生施設といふものは、当然沖縄の住民においてもそれが享受されていなければならぬ。沖縄の住民が米國の住民と比べて、差別的な待遇を受けてゐるといふ具体的な問題が幾

つものころがっておりますね。これは長官お認めになりますか。

○藤枝政府委員 沖縄の住民が、アメリカ本土のアメリカ人の受けておる政府からのサービス、これと相当の隔たりのあることは事実として存在しておると思います。

○受田委員 施政権が及んでる沖縄に対して、アメリカが自分の国土におる米国民と比べて冷遇措置をとるといふことは、施政権を完全に行なっていない、施政権者としての義務を果たしていないという面があることを指摘しなければならぬと思ひまするが、いかがですか。

○藤枝政府委員 アメリカ政府が施政権を持っておるのでございますから、当然アメリカ政府としてなすべきことはされていなければならぬわけでございます。沖縄の統治を原則的に規定いたしました大統領命令等におきましても、そうした人権の保護あるいは民主主義の原則に立って施政を行なうということを言っておるのであります。最近の状況を見ますと、沖縄の住民の福祉の向上、あるいは経済の発展等につきましても、十分意を用いておる跡がうかがわれるわけでございますが、まだまだ不十分の点もあらうかと思ひます。そういう点につきましても、潜在主権を持つ日本国といつたしましては、十分アメリカ側と話し合ひたいと考えておる次第でございます。

○受田委員 アメリカ側と話し合ひをするとおつしやっても、すでにあそこが占領され、そして施政権を奪われて後長期間たつてゐるわけですから、今では沖縄住民にしましても、戦争時代のあの不安な状況からおおむね解放さ

れておるのです。そういう時代において、アメリカの市民が受けてゐるアメリカ政府のサービスと、沖縄住民が受けてゐるサービスとに大きな食い違いがあるといふことは、外交交渉をされておるとおつしやりますが、現実にはわずかに八十万ばかりしかおらぬ沖縄住民に非常な冷たい風を吹かしてゐるという、そういう外交上の欠陥が今日に及んでゐるのではないかと私は思ふのです。同じサービスなら、アメリカが持つてゐる社会保障制度、医療制度が、当然施政権の及ぶ沖縄にも及ぶわけですから。たとい琉球政府というのがあるにしても……アメリカの力で琉球政府の存立が果たされるように、アメリカは貢献しなければならぬのです。その義務が果たされていらないといふことになる。日本は、施政権を取り上げているアメリカさん、あなたはわれわれの潜在主権のある沖縄住民に対してこの点とこの点を具体的にこうして下さいといふ、手きびしい要求を常にする権限があると思ふのです。具体的にそういうことを要望されましたか。具体的には社会保障の問題、その他の民生安定の問題、産業部門の問題を具体的にあげておられるかどうか。日本政府の怠慢で、沖縄住民が悲惨な暮らしをされてゐるのじゃないかと私は不安でならないのです。

○藤枝政府委員 私は沖縄の問題について、具体的に項目をあげて、それを外交ルートに乗せる意味において外務大臣等に申したことはございませうが、私が先ほどお答え申し上げたような意味におきまして、これを十分沖縄住民のために考慮するようにといふことについては、常に外務省を通じてま

て話し合ひを進めておる次第でございます。

○受田委員 今度出された法案は、沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信云々と、結局施政権が及びに行使されておるならば、当然こういう問題はアメリカ政府はやつておらなければならぬ問題なんですね。完全に施政権が行なわれておれば、そうでしょう。実際問題としてそうじゃないですか。

○藤枝政府委員 もちろん農業の発達のためにいろいろな施策あるいは施設の建設といふようなものは、施政権を持つておるアメリカ側がやるべきことではないですか。しかしながら沖縄といふ特殊な地帯でございまして、アメリカの農業でなくて、日本の農業が最も適切な模範になるという考え方のもとに、今回御審議を願つてゐる程度のもので、日本政府としてもやるべきである。すなわちそういう意味で、日本の発達した農業を沖縄へ移したいという考え方でございます。またマイクロ回線の問題につきましても、沖縄と日本との間のあらゆる面における交流を増進したい。そのためには、こうした問題については日本政府としてもやるべきではないかという意味において、御審議を願つておる次第でございます。

その部面だけは日本に施政権が返還される。そういうことが一つ一つ積み重ねられて、施政権が一部ずつ返還されるような形へ持っていくための、努力する法案であるというのなら、私は意味が成り立つと思ふ。そういう意味がありますか。

○藤枝政府委員 施政権の返還の問題につきましても、これは沖縄の同胞諸君の非常に強い要望でございます。しかし現実の問題として、なかなかそれは困難であることも御了解はただけておると思ひます。考え方は別といたしまして……そういう点に立ちまして、できるだけ日本の内地と沖縄との間のあらゆる面の交流を円滑にし、また沖縄住民の幸福になるようなことにつけておるべきで、日本政府もみずからの責任として考えていく。そうして今回のこの二つの問題は、先ほど申しましたように日本がやるのが最も適切な問題でございます。そういう御審議を願つておる次第でございます。こうした問題を通じて、いわゆる施政権返還の土台を作っていくという意味にはなると考えております。

○受田委員 そういう意味であるといふ点において、一応私は了解します。そこでそれならば一つの例を引きますが、今度の電信電話施設は、沖縄と奄美大島の間に結ばれるわけだが、これに伴うすべての施設は、提供はちがはるが、提供した施設は向こうが管理、監督するといふ形になるわけですね。そうするとそれは琉球政府が管理、監督するといふことになるのか、アメリカ政府が施政権の範囲内においてこれを管理、監督するの、そこを一つお答えを願ひたい。

○大竹政府委員 今回のマイクロ施設は、日本の政府と電電公社が協力いたしまして、琉球にございまして琉球電電公社、ちょうど日本の電電公社と同じような公共企業体でございます。これに譲与いたすことになりまして、琉球の電電公社がみずからの責任において運営していく。ただ琉球電電公社といふ機関でございますから、従つて琉球政府の監督も受けるわけでございます。さらにまた大きくはアメリカ側の監督も受けるわけでございますが、直接的には琉球の電電公社、これが管理運営を行なつて参る、こういうことになっております。

○受田委員 日本政府及び電電公社が提供する施設の管理権、監督権といふようなものは、日本政府が持つておつて差しつかえないのではないですか。日本が提供するものを、沖縄に至る路線だけは日本側の所管に入るのだ、ただそれを大いに利用してもらふのだという形ではないですか。

○大竹政府委員 所有は別として、運営はこちらでやらうか否かは、こういう御質問と思ひます。琉球におきましても、琉球の電電公社は琉球内部の国内の通信、それから国際通信、これを一元的に運営していく組織であるといふふうに定められておるわけでございます。かつて琉球の国際通信は外国側の手で行なつておつたという経過もございまして、琉球電電公社が一年前発足いたしました以来、すべて琉球の電電公社がこれを統一して行なつておるといふ格好になっております。その琉球側におきます事情を尊重いたしまして、琉球電電公社に運営をま

させる、こういうふうにした次第であります。

○受田委員 いま一つ、琉球と日本との電氣通信関係の料金、それから郵便の料金が現状において内国並みになっているか、なっていないか、お答えを願います。

○岩元政府委員 お答え申し上げます。電報につきましては、アメリカ経由と申しますか、外国経由の電報につきましては別でございますが、直接の直通回線による分は国内料金並みになっております。それから電話料金の方でございますが、これは国際通話の例によりまして、国際料金ということに相なっております。

○受田委員 郵便は。

○石川(義)説明員 お答えいたします。郵便につきましては、通常郵便物につきましては国内と、種別は若干違いますが、ほぼ同額の料金となっております。手紙は十円、はがきは五円でございます。小包につきましては、海路料などが入りますので、若干高くなっております。

○受田委員 ほぼという言葉が使われ、また電報料金についても差のあることが指摘されておるのですが、沖縄の住民が日本人であるということをはっきり自覚し、日本復帰を熱望をしておるときに、郵便料金、小包料金、それから電報、電話料金、こういうものが日本内国におるときと同じような立場で、料金が一本であるということを実現して上げることが、長い間苦勞しておる沖縄の住民に対するサービスだと思ふのです。だからかりそめにも差があつてはならない。基本料の差は認めてもいいのですよ。しかしなが

ら原則的な差があつてはいけない。沖縄住民に対する電氣通信施設を供与すると同時に、料金も内国並みにして上げるように、国際的にも沖縄と日本との深い関係を了承してもらふ外交努力をして、沖縄と内国間のあらゆる通信関係の料金というものは、日本人である内国人と同じ基本でやるといふ努力を一つ政府はしてもらいたいと思ふのですが、どうですか。長官、私の質問に対する御答弁を明快にしてください。れば、これで私の質問を終わります。

○藤枝政府委員 御指摘の通りでございます。従来は占領下におけるいろいろないきさつもございますけれども、今後の問題といたしましては、お言葉のように努力をいたして参りたいと考えております。

○久野委員長 これにて各案について質疑ははなれ終りました。

○久野委員長 これより各案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに各案を一括して採決に入ります。

農林省設置法の一部を改正する法律案、沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電氣通信に必要な電氣通信設備の譲与に関する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案及び労働省設置法の一部を改正する法律案の各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立総員。よつて各案はいずれも可決いたしました。なお、各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。午後二時十七分散会

〔参照〕

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)に関する報告書

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電氣通信に必要な電氣通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出第六〇号)に関する報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)に関する報告書
労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

内閣委員会議録第十五号中正誤

ヘシ段 行 誤 正
八五 末五 ことか ことが
〇五 〇とあと あと
三二 三賃金の 賃金も

内閣委員会議録第十六号中正誤

ヘシ段 行 誤 正
二二 三討検 検討
三三 七ならぬ ならぬ
四四 七間にか 間か
五一 二観光地 観光地に
五二 〇何とかは 何とか
五三 末八後承知 御承知
五五 四三六 三六
五五 末三何に 何と
八二 末四等と 等を
八三 末八あります おります

昭和三十六年四月十日印刷

昭和三十六年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局